

EU デジタル市場法〔下〕

—REGULATION (EU) 2022/1925 OF THE EUROPEAN
PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 14 September 2022
on contestable and fair markets in the digital sector and amending
Directives (EU) 2019/1937 and (EU) 2020/1828
(Digital Markets Act) —

岡 田 直 己

1. 訳者はしがき
2. デジタル市場法の概要
3. デジタル市場法 (全訳)

— 前文

(以上、第 65 巻第 1 号)

— 第 1 章 目的、適用範囲及び定義 (第 1 条～第 2 条)

— 第 2 章 ゲートキーパー (第 3 条～第 4 条)

— 第 3 章 ゲートキーパーによる競争可能性を制限するまたは不公正な行
為 (第 5 条～第 15 条)

— 第 4 章 市場調査 (第 16 条～第 19 条)

— 第 5 章 調査、執行及び監視に関する権限 (第 20 条～第 43 条)

— 第 6 章 最終規定 (第 44 条～第 54 条)

— 附属書

(以上、第 65 巻第 2 号)

3. デジタル市場法 (全訳)

翻訳にあたって、次のとおりの編集等を行っていることに注意されたい。

- 本稿の脚注番号は本規則のそれと一致しないため、本規則の脚注番号は「FN1」(脚注 1 の意)のように表記している。
- 本文または脚注で挙げられている文献や判例の英語表記は、本規則の記載のままとしている一方、脚注における説明文等は翻訳の対象としている。

前 文

(本誌の第 65 巻第 1 号に掲載のため、省略。)

第 1 章

目的 適用範囲 定義

第 1 条

目的と適用範囲

1. 本規則の目的は、ビジネスユーザー及びエンドユーザーの利益のために、ゲートキーパーが存在する EU 全域のデジタルセクターにおいて、すべての事業者が競争可能で公正な市場を確保するための調和された規則を定め、域内市場の適切な機能に貢献することである。
2. 本規則は、ゲートキーパーの設立地または居住地並びにコアプラットフォームサービスの供給に適用される法律を問わず、当該ゲートキーパーが EU 域内で設立されたビジネスユーザーまたは EU 域内で設立されたもしくは所在するエンドユーザーへ供給または提供するコアプラットフォームサービスに対して適用される。
3. 本規則は、次に掲げたものと関連する市場には適用されないものとする。
 - (a) 指令 (EU) 2018/1972 第 2 条第 1 項に定義された電子通信ネットワーク。
 - (b) 指令 (EU) 2018/1972 第 2 条第 4 項に定義された電子通信サービス (番号非依存型個人間コミュニケーションサービスと関連するものを除

く)。

4. 指令 (EU) 2018/1972 第 2 条第 5 項に定義された個人間コミュニケーションサービスについて、本規則は、当該指令第 61 条が加盟国の規制当局その他の所轄当局に付与した権限及び責任を損なうものではない。
5. 域内市場の断片化を避けるため、加盟国は、競争可能性のある公正な市場を確保する目的で、法律、規則または行政措置によってゲートキーパーに対しさらなる義務を課してはならない。本規則のいかなる条項も、加盟国が、本規則の範囲外の事項に関して、コアプラットフォームサービスの供給事業者であるか否かを問わず、事業者に対して義務を課することを妨げるものではない。ただし、当該義務は、EU 法に適合したものであって、当該事業者が本規則に定められたゲートキーパーの地位を有するという事実由来のものであってはならない。
6. 本規則は、TFEU 第 101 条及び第 102 条の適用を妨げるものではない。また、次に掲げた法律または規則の適用を妨げるものでもない。
 - (a) 反競争的協定、事業者団体による決定、事業者間の協調的行為、市場支配的地位の濫用を禁止する加盟国の競争法。
 - (b) ゲートキーパー以外の事業者に適用される限りにおいて、またはゲートキーパーにさらなる義務を課ことになる限りにおいて、他の形態の一方的行為を禁止する加盟国の競争法。
 - (c) 規則 (EC) 139/2004¹⁾ 及び合併審査に関する加盟国の規則。
7. 加盟国当局は、欧州委員会が本規則に基づき採択した決定に反する決定を行ってはならない。欧州委員会と加盟国は、第 37 条及び第 38 条が定める原則に基づき、緊密に協力し、それぞれの執行活動を調整するものとする。

1) FN23: 事業者間の集中の規制に関する 2004 年 1 月 20 日の規則 (EC) No139/2004 (企業結合規則) (OJ L 24, 29.1.2004, p. 1)。

第 2 条

定義

本規則において、以下の定義が適用される。

- (1) 「ゲートキーパー」とは、第 3 条に基づき指定されたコアプラットフォームサービスの供給事業者をいう。
- (2) 「コアプラットフォームサービス」とは、以下のいずれかをいう。
 - (a) オンライン仲介サービス
 - (b) オンライン検索エンジン
 - (c) オンライン・ソーシャル・ネットワーキング・サービス
 - (d) 動画共有プラットフォームサービス
 - (e) 番号非依存型個人間コミュニケーションサービス
 - (f) オペレーティングシステム
 - (g) ウェブブラウザ
 - (h) バーチャルアシスタント
 - (i) クラウドコンピューティングサービス
 - (j) a から i に掲げたコアプラットフォームサービスの供給事業者が供給するアドネットワーク、アドエクスチェンジその他の広告仲介サービスを含むオンライン広告サービス
- (3) 「情報社会サービス」とは、指令 (EU) 2015/1535 第 1 条第 1 項 b に定義されたサービスをいう。
- (4) 「デジタルセクター」とは、情報社会サービスによってまたは情報社会サービスを通じて提供される商品及びサービスのセクターをいう。
- (5) 「オンライン仲介サービス」とは、規則 (EU) 2019/1150 第 2 条第 2 項に定義されたオンライン仲介サービスをいう。
- (6) 「オンライン検索エンジン」とは、規則 (EU) 2019/1150 第 2 条第 5 項に定義されたオンライン検索エンジンをいう。
- (7) 「オンラインソーシャルネットワーキングサービス」とは、エンドユーザーが多種多様なデバイスを用いて、特にチャット、投稿、ビデオ、

レコメンデーションを通じて、相互につながり、コミュニケーションを取り、コンテンツを共有し、他のユーザーやコンテンツを発見することができるプラットフォームをいう。

- (8) 「ビデオ共有プラットフォームサービス」とは、指令 2010/13/EU 第 1 条第 1 項 aa 号に定義されたビデオ共有プラットフォームサービスをいう。
- (9) 「番号非依存型人間コミュニケーションサービス」とは、指令 (EU) 2018/1972 第 2 条第 7 項に定義された番号非依存型人間コミュニケーションサービスをいう。
- (10) 「オペレーティングシステム」とは、ハードウェアまたはソフトウェアの基本機能を制御し、ソフトウェアアプリケーションを実行できるようにするシステム・ソフトウェアをいう。
- (11) 「ウェブブラウザ」とは、エンドユーザーがインターネット等のネットワークに接続されたサーバーにホストされているウェブコンテンツにアクセスし、利用できるようにするソフトウェアアプリケーションをいう。これには、スタンドアローンのウェブブラウザのほか、ソフトウェア等に統合または埋め込まれたウェブブラウザも含まれる。
- (12) 「バーチャルアシスタント」とは、音声、視覚、文字入力、ジェスチャーまたは動作に基づくものを含む要求、タスクまたは質問を処理することができ、それらの要求、タスクまたは質問に基づいて、他のサービスへのアクセスを提供し、または接続された物理的デバイスを制御するソフトウェアをいう。
- (13) 「クラウドコンピューティングサービス」とは、指令 (EU) 2016/1148 第 4 条第 19 項に定義されたクラウドコンピューティングサービスをいう²⁾。

2) FN24: 指令 (EU) 2016/1148 は、EU 全域のネットワーク及び情報システムの高水準の共通セキュリティレベルに係る措置を定めたものである (OJ L 194, 19.7.2016, p. 1)。

- (14) 「ソフトウェアアプリケーションストア」とは、オンライン仲介サービスの一種で、仲介する商品またはサービスとしてソフトウェアアプリケーションに特化したものをいう。
- (15) 「ソフトウェアアプリケーション」とは、オペレーティングシステム上で動作するあらゆるデジタルの商品またはサービスをいう。
- (16) 「決済サービス」とは、指令 (EU) 2015/2366 第 4 条第 3 項に定義された決済サービスをいう。
- (17) 「支払サービスを支援する技術的サービス」とは、指令 (EU) 2015/2366 第 3 条 j の意味におけるサービスをいう。
- (18) 「アプリ内課金のための決済システム」とは、コンテンツ、サブスクリプション、特徴または機能を含むソフトウェアアプリケーション搭載のデジタルコンテンツまたはデジタルサービスの購入及び当該購入に対する支払いを容易にするソフトウェアアプリケーション、サービスまたはユーザーインターフェイスをいう。
- (19) 「本人確認サービス」とは、コアプラットフォームサービスとともに、またはそのサポートとして供給されるものであって、使用される技術を問わず、エンドユーザーまたはビジネスユーザーの本人確認を可能にするあらゆる種類のサービスをいう。
- (20) 「エンドユーザー」とは、ビジネスユーザーとしてコアプラットフォームサービスを利用する者を除くすべての自然人または法人をいう。
- (21) 「ビジネスユーザー」とは、エンドユーザーへ商品やサービスを供給する目的で、または当該供給の過程で、商業的または専門的な立場でコアプラットフォームサービスを使用する自然人または法人をいう。
- (22) 「ランキング」とは、オンライン仲介サービス、オンラインソーシャルネットワークワーキングサービス、ビデオ共有プラットフォームサービスまたはバーチャルアシスタントを通じて提供される商品もしくはサービスに与えられる相対的な優位性、またはオンライン検索エンジンによる検索結果に与えられる関連性を意味し、そのような提示、組織化、

伝達に用いられる技術的手段を問わず、また結果が一つしか提示または伝達されないかどうかを問わず、本項に掲げたサービスまたはオンライン検索エンジンの供給事業者によって提示、組織化、伝達されるものをいう。

- (23)「検索結果」とは、検索クエリに応答し、それと関連して返されるテキスト、グラフィック、音声その他の出力を含むあらゆる形式の情報を用いる。当該情報が有料または無料の応答結果であるかどうか、直接の回答、組織的・系統的な応答結果と関連して提供される商品、サービス、情報と関連するかどうか、または、応答結果に部分的もしくは完全に埋め込まれて表示されるかどうかを問わない。
- (24)「データ」とは、行為、事実または情報のデジタル表示並びに当該行為、事実または情報の編集物をいう。これには音声、映像または視聴覚録音なども含まれる。
- (25)「個人データ」とは、規則(EU) 2016/679 第4条第1項に定義された個人データをいう。
- (26)「非個人データ」とは、個人データ以外のデータをいう。
- (27)「事業者」とは、法的地位や資金調達の方法を問わず、経済活動に従事する事業体をいう。これには、他の会社など事業者が直接または間接の支配を通じて形成したグループの関連会社や連結会社も含まれる。
- (28)「支配」とは、規則(EC) 139/2004 第3条第2項所定の意味において、事業者に対して決定的な影響力を行使する可能性をいう。
- (29)「相互運用性」とは、インターフェイスその他ソリューションを通じて情報を交換し、交換された情報を相互に利用する能力であり、ハードウェアやソフトウェアのすべての要素がそれらの意図するすべての方法で他のハードウェアやソフトウェア及びユーザーと機能するようにすることをいう。
- (30)「売上高」とは、規則(EC) 139/2004 第5条第1項の意味において、事業者が得た金額をいう。

- (31)「プロファイリング」とは、規則 (EU) 2016/679 第 4 条第 4 項に定義されたプロファイリングをいう。
- (32)「同意」とは、規則 (EU) 2016/679 第 4 条第 11 項に定義された同意をいう。
- (33)「加盟国裁判所」とは、TFEU 第 267 条の意味における加盟国の裁判所または裁決機関をいう。

第 2 章

ゲートキーパー

第 3 条

ゲートキーパーの指定

1. 事業者は、以下の場合にゲートキーパーとして指定されるものとする。
 - (a) 域内市場に対して大きな影響力を有しており、
 - (b) ビジネスユーザーがエンドユーザーに到達するための重要なゲートウェイであるコアプラットフォームサービスを提供しており、並びに
 - (c) 当該事業において、確立した永続的な地位を享受していること、または近い将来にそのような地位を享受することが予見されること。
2. 事業者は、以下の事実が認められる場合、前項の各要件を満たしていると推定されるものとする。
 - (a) 前項 a について、過去 3 会計年度のそれぞれにおける年間売上高が 75 億ユーロ以上、または前会計年度の平均時価総額もしくは同等の公正市場価値が 750 億ユーロ以上であり、少なくとも 3 つの加盟国で同一のコアプラットフォームサービスを供給している場合。
 - (b) 前項 b について、本規則の附属書が定める方法及び指標に従って特定及び算出したときに、当該事業者が供給するコアプラットフォームサービスについて、前会計年度の域内で設立または所在する月間アクティブエンドユーザーが 4,500 万人以上であり、域内で設立されたアクティブビジネスユーザーが 10,000 人以上である場合。

(c) 前項 c について、前項 b 所定の閾値が過去 3 会計年度の各年度で充たされている場合。

3. コアプラットフォームサービスの供給事業者は、前項所定の閾値がすべて充たされている場合、遅滞なく、いかなる場合でも 2 か月以内に欧州委員会へ通知し、前項に係る情報を提供するものとする。当該通知は、前項 b の閾値を充たした当該事業者のコアプラットフォームサービスごとに、前項に係る情報を含めるものとする。過去にゲートキーパーとして指定された事業者が供給するコアプラットフォームサービスが新たに前項 b 及び c の閾値を充たしたときは、当該事業者は 2 か月以内に欧州委員会へ通知するものとする。

コアプラットフォームサービスの供給事業者が、本項第 1 パラグラフに基づく通知を行わず、かつ、第 21 条に基づく情報提供の要請において、欧州委員会が定めた期限までに、欧州委員会が第 4 項に基づき当該事業者をゲートキーパーとして指定するために必要な関連情報のすべてを提供しなかったときは、欧州委員会は、その利用可能な情報に基づき、当該事業者をゲートキーパーとして指定することができるものとする。

コアプラットフォームサービスの供給事業者が本項第 2 パラグラフに基づく情報提供の要請に応じた場合または欧州委員会が定めた期限を過ぎて情報を提供した場合、欧州委員会は第 4 項所定の手続を適用するものとする。

4. 欧州委員会は、不当な遅滞なく、かつ、前項に係る完全な情報の受領から遅くとも 45 営業日以内に、第 2 項所定のすべての閾値を充たしたコアプラットフォームサービスの供給事業者をゲートキーパーとして指定するものとする。
5. コアプラットフォームサービスの供給事業者は、例外として、第 2 項所定のすべての閾値を充たしていても、当該サービスの運営状況ゆえに第 1 項の要件を充たさないことについて、欧州委員会への通知によ

り、当該要件の不充足を証明するために十分な根拠を備えた主張を提出することができる。

欧州委員会は、コアプラットフォームサービスの供給事業者が本項第 1 パラグラフに従って提出した主張が、第 2 項所定の推定につき明らかな疑問を呈さず、十分に証明されていないと考えるときは、第 4 項所定の期限までに、第 17 条第 3 項所定の手続を適用せずに当該主張を斥けることができる。

コアプラットフォームサービスの供給事業者が、第 2 項所定の推定に明らかに疑問を呈するような十分に立証された主張を提示したときは、欧州委員会は、本項第 1 パラグラフにかかわらず、第 4 項所定の期限までに、第 17 条第 3 項所定の手続を開始することができる。

欧州委員会は、コアプラットフォームサービスの供給事業者が、当該サービスが第 1 項所定の要件を充たしていないことを証明できなかったと結論したときは、第 17 条第 3 項所定の手続に従って、当該事業者をゲートキーパーとして指定するものとする。

6. 欧州委員会は、第 49 条に従い、第 2 項所定の閾値を充たしているかどうかを判断するための方法を規定することによって本規則を補完し、必要に応じて当該方法を市場や技術の発展に合わせて定期的に調整するための委任行為を採択する権限を有する。
7. 欧州委員会は、第 49 条に従い、附属書が定める方法及び指標のリストを更新することにより、本規則を修正するための委任行為を採択する権限を有する。
8. 欧州委員会は、第 17 条所定の手続に従い、コアプラットフォームサービスの供給事業者のうち、第 1 項所定の各要件を充たすものの、第 2 項所定の各閾値を充たさない者について、これをゲートキーパーとして指定するものとする。

この場合の指定において、欧州委員会は、当該事業者と関連する限りにおいて、以下の要素の一部または全部を考慮するものとする。

- (a) 売上高、時価総額、事業内容、地位など当該事業の規模
- (b) コアプラットフォームサービスを利用してエンドユーザーに到達するビジネスユーザー及びエンドユーザーの人数
- (c) ネットワーク効果やデータ駆動型の利点、特に当該事業者による個人データ及び非個人データまたは分析能力へのアクセスや収集と関連するもの
- (d) データに係るもの並びにそれが関連する場合は当該事業者の域外における事業活動に係るものを含む、当該事業者の利益となる規模の経済性及び範囲の経済性
- (e) ビジネスユーザー及びエンドユーザーのスイッチングコスト、スイッチングやマルチホーミングの能力を低下させる行動バイアスを含む、ビジネスユーザーやエンドユーザーのロックイン
- (f) 当該事業者による内部補助、異なるソースから得たデータの結合、当該地位のレバレッジを可能とするようなコングロマリット型企業構造または当該事業者の垂直統合 または
- (g) 事業やサービスに係るその他の構造的特性

本項に基づく評価を行うとき、欧州委員会は、本項第2パラグラフに掲げた要素と関連する予見可能な発展を考慮するものとし、当該考慮はコアプラットフォームサービスを供給し、デジタルセクターにおいてその他のサービスを提供し、またはデータの収集を可能にする他の事業者が関与する企業結合の計画を含むものとする。

第2項の閾値を充たさないコアプラットフォームサービスの供給事業者が、欧州委員会が命じた調査措置に著しく従わず、当該事業者が合理的な期限までに意見を提出するよう要請された後も従わないとき、欧州委員会は、その利用可能な情報に基づき、当該事業者をゲートキーパーとして指定することができる。

9. 第4項または第8項の規定によりゲートキーパーとして指定された各事業者について、欧州委員会は、その指定決定において、当該事業者

の内部で供給されるものであり、第 1 項 b 所定の意味における個別のコアプラットフォームサービスを記載するものとする。

10. ゲートキーパーは、コアプラットフォームサービスが第 9 項に基づく指定決定の記載から 6 か月以内に、第 5 条、第 6 条及び第 7 条が定める義務を遵守しなければならない。

第 4 条

ゲートキーパーの指定の見直し

1. 欧州委員会は、要請を受けたときまたは職権に基づき、次のいずれかの理由により、第 3 条に従って採択された指定決定をいつでも再考し、修正または廃止することができる。
 - (a) 指定決定の根拠となった事実のいずれかに実質的な変更があったとき。
 - (b) 指定決定が不完全、不正確または誤解を招くような情報に基づいていたとき。
2. 欧州委員会は、定期的に、少なくとも 3 年ごとに、ゲートキーパーが第 3 条第 1 項所定の要件を継続して充たしているかどうかを見直すものとする。当該見直しは、第 3 条第 1 項 b 所定の意味における個別のコアプラットフォームサービスの記載を修正する必要があるかどうかにも検討するものとする。これらの検討は、ゲートキーパーの義務に対し一時停止の効果を有さないものとする。

また、欧州委員会は、少なくとも毎年、コアプラットフォームサービスを供給する新たな事業者が当該要件を充たしているかどうかを調査するものとする。

欧州委員会は、本項第 1 パラグラフ所定の審査に基づき、コアプラットフォームサービスの供給事業者のゲートキーパーとしての指定の根拠となった事実に変更があったと認めた場合、当該指定決定を確認、修正または撤回する決定を採択するものとする。
3. 欧州委員会は、ゲートキーパーの一覧と、当該ゲートキーパーが遵守

する必要のある第3章所定の義務に係るコアプラットフォームサービスの一覧について、それらを継続的に公表し更新するものとする。

第3章

ゲートキーパーによる競争可能性を制限する行為または不公正な行為

第5条

ゲートキーパーの義務

1. ゲートキーパーは、第3条第9項に基づく指定決定において列挙されたコアプラットフォームサービスのそれぞれについて、本条が定めるすべての義務を遵守するものとする。
2. ゲートキーパーは、次の各号のいずれかに該当してはならない。ただし、エンドユーザーが特定の選択肢を提示され、規則(EU) 2016/679第4条第11項及び第7条の意味において同意した場合を除く。
 - (a) オンライン広告サービスを提供する目的で、ゲートキーパーのコアプラットフォームサービスを利用する第三者のサービスを利用するエンドユーザーの個人情報を処理すること。
 - (b) 関連するコアプラットフォームサービスの個人データを、その他のコアプラットフォームサービス、ゲートキーパーが提供するその他のサービスの個人データ、または第三者のサービスの個人データと結合すること。
 - (c) ゲートキーパーが別途提供する他のサービス(他のコアプラットフォームサービスを含む)において、当該コアプラットフォームサービスの個人データを相互利用すること(その逆も同じ)。
 - (d) 個人データを結合するために、ゲートキーパーの他のサービスへエンドユーザーをサインインさせること。

本項第1パラグラフの目的のために与えられた同意がエンドユーザーによって拒否または撤回された場合、ゲートキーパーは、1年以内に同じ目的のために同意の要求を繰り返してはならない。

本項は、ゲートキーパーが規則 (EU) 2016/679 第 6 条第 1 項 c、d 及び e に依拠する可能性を害するものではない。

3. ゲートキーパーは、ビジネスユーザーが第三者のオンライン仲介サービスまたは自身のオンライン直販チャネルを通じて、ゲートキーパーのオンライン仲介サービスを通じて提供されるものとは異なる価格または取引条件で、エンドユーザーに同じ商品またはサービスを提供することを妨げてはならない。
4. ゲートキーパーは、ビジネスユーザーが、ゲートキーパーのコアプラットフォームサービスを利用するか否かに関わらず、当該コアプラットフォームサービスまたは他の供給経路を通じて獲得したエンドユーザーに対して、異なる取引条件も含めた連絡や宣伝を行い、エンドユーザーと契約を締結することを無償で許可しなければならない。
5. ゲートキーパーは、エンドユーザーがビジネスユーザーのソフトウェアアプリケーションを使用して、コアプラットフォームサービスを通じてコンテンツ、サブスクリプション、機能またはその他のアイテム (当該ゲートキーパーのコアプラットフォームサービスを利用せずに取得した場合を含む。) にアクセスし使用することを許可しなければならない。
6. ゲートキーパーは、ビジネスユーザーまたはエンドユーザーが、ゲートキーパーによる EU 法または国内法の不遵守について、公的機関 (加盟国裁判所を含む。) へ当該不遵守に係る異議を申し立てることを直接または間接に阻止または制限してはならない。このことは、ビジネスユーザーとゲートキーパーが、適法な紛争処理メカニズムの利用条件を契約書に定める権利を損なうものではない。
7. ゲートキーパーは、ビジネスユーザーが当該ゲートキーパーのコアプラットフォームサービスを利用して提供するサービスと関連した当該ゲートキーパーの識別認証サービス、ウェブブラウザエンジン、決済サービス、またはアプリ内課金の決済システムなど決済サービスの提

供を支援する技術サービスについて、エンドユーザーによる利用またはビジネスユーザーによる利用、提供もしくは相互運用を要求してはならない。

8. ゲートキーパーは、ビジネスユーザーまたはエンドユーザーが、第3条第9項に基づき指定決定されたコアプラットフォームサービスの利用、アクセス、サインアップまたは登録の条件として、第3条第2項bの閾値を満たす他のコアプラットフォームサービスへの加入または登録を要求してはならない。
9. ゲートキーパーは、オンライン広告サービスの供給先である広告主または広告主が認めた第三者に対し、当該広告主の求めに応じて、当該広告主が掲載するそれぞれの広告について、以下の情報を毎日無料で提供しなければならない。
 - (a) ゲートキーパーが供給する当該オンライン広告サービスのそれぞれについて、当該広告主が支払った価格及び手数料(控除額及び割増金を含む)
 - (b) パブリッシャーがその同意に基づき受け取る報酬(控除額及び割増金を含む) 及び
 - (c) 価格、手数料及び報酬の算定基準

パブリッシャーが本項第1パラグラフb所定の受領報酬に関する情報の共有に同意しない場合、ゲートキーパーは各広告主に対して、当該パブリッシャーが受領する1日の平均報酬に関する情報(控除額および割増金を含む)を無償で提供するものとする。
10. ゲートキーパーは、オンライン広告サービスの供給先であるパブリッシャーまたはパブリッシャーが認めた第三者に対し、当該パブリッシャーの求めに応じて、当該パブリッシャーのインベントリに表示されるそれぞれの広告に関する以下の情報を毎日無料で提供しなければならない。
 - (a) ゲートキーパーが供給する当該オンライン広告サービスのそれぞれ

について、パブリッシャーが受領した報酬及び手数料(控除額及び割増金を含む)

(b) 広告主の同意に基づき広告主が支払った価格(控除額及び割増金を含む) 及び

(c) 価格、手数料及び報酬の算定基準

広告主が情報共有に同意しない場合、ゲートキーパーはそれぞれのパブリッシャーに対して、当該広告主が支払った1日の平均価格に関する情報(控除額や割増金を含む)を無償で提供するものとする。

第 6 条

第 8 条に基づき追加で特定される可能性があるゲートキーパーの義務

1. ゲートキーパーは、第 3 条第 9 項に基づく指定決定において列挙されたコアプラットフォームサービスのそれぞれについて、本条が定めるすべての義務を遵守しなければならない。

2. ゲートキーパーは、ビジネスユーザーとの競争において、ビジネスユーザーがコアプラットフォームサービスまたは当該コアプラットフォームサービスとともにもしくはそのサポートとして供給されるサービスを通じて生成または提供される非公開データ(ビジネスユーザーの顧客が生成または提供するものを含む。)を使用してはならない。

第 1 文の目的のため、非公開データは、コアプラットフォームサービスまたは当該コアプラットフォームサービスとともにもしくはそのサポートとして供給されるサービスにおけるクリック、検索、閲覧、音声データなど、ビジネスユーザーまたはその顧客の商業活動から推測または収集されるビジネスユーザー生成の集合体データ及び非集合体データを含むものとする。

3. ゲートキーパーは、エンドユーザーがゲートキーパーのオペレーティングシステムからソフトウェアアプリケーションを容易にアンインストールできるようにし、それを技術的に可能なものとしなければならない。ただし、オペレーティングシステムまたはデバイスの機能にとつ

て不可欠であり、第三者が技術的にスタンドアローンで提供できないソフトウェアアプリケーションについては、ゲートキーパーがそのアプリをインストールを制限することは許容される。

ゲートキーパーは、エンドユーザーをゲートキーパーの供給する商品やサービスへ誘導する当該ゲートキーパーのオペレーティングシステム、バーチャルアシスタント、ウェブブラウザについて、エンドユーザーが初期設定を簡単に変更できるようにし、それを技術的に可能なものとしなければならない。この義務は、エンドユーザーが第3条第9項に基づき指定決定されたゲートキーパーのオンライン検索エンジン、バーチャルアシスタント、ウェブブラウザを初めて使用する際に、当該ゲートキーパーのオペレーティングシステムがデフォルトでユーザーに指示または誘導するオンライン検索エンジン、バーチャルアシスタント、ウェブブラウザのほか、当該ゲートキーパーのバーチャルアシスタント及びウェブブラウザがデフォルトでユーザーに指示または誘導するオンライン検索エンジンについて、それぞれの主要利用サービスプロバイダー一覧から選ぶように促すことを含む。

4. ゲートキーパーは、第三者のソフトウェアアプリケーションまたはソフトウェアアプリケーションストアのインストールと有効利用について、自社が供給するオペレーティングシステムの使用または相互運用を技術的に可能にし、当該ゲートキーパーのコアプラットフォームサービス以外の手段でそれらのソフトウェアアプリケーションまたはソフトウェアアプリケーションストアへアクセスすることを可能にしなければならない。ゲートキーパーは、それが適切である場合、エンドユーザーがダウンロードした第三者のソフトウェアアプリケーションまたはソフトウェアアプリケーションストアをデフォルトとして設定する自由を妨げてはならない。ゲートキーパーは、エンドユーザーによる当該設定の容易な変更を技術的に可能なものとしなければならない。ゲートキーパーは、第三者のソフトウェアアプリケーションまたはソ

フトウェアアプリケーションストアが、ゲートキーパーが供給するハードウェアまたはオペレーティングシステムの完全性を危険に晒さないことを保証するために必要な措置を講ずることについて、当該措置が当該ゲートキーパーによって適切に正当化されるのであれば、厳密に必要なかつ適切な範囲において、当該措置を講ずることを妨げられるものではない。

また、ゲートキーパーは、エンドユーザーが第三者のソフトウェアアプリケーションまたはソフトウェアアプリケーションストアに関連して効果的にセキュリティを保護できるよう、デフォルト設定以外の措置および設定を適用することについて、当該措置及び設定が当該ゲートキーパーによって適切に正当化されるのであれば、厳密に必要なかつ適切な範囲において、当該措置及び設定を行うことを妨げられるものではない。

5. ゲートキーパーは、ランキングやインデキシング (indexing)、クロウリング (crawling) において、当該ゲートキーパーが供給するサービスや商品を、第三者の類似したサービスや商品よりも有利に扱ってはならない。ゲートキーパーは、このようなランキングにおいて、透明で、公正かつ非差別的な条件を適用しなければならない。
6. ゲートキーパーは、エンドユーザーが当該ゲートキーパーのコアプラットフォームサービスを使用してアクセスする異なるソフトウェアアプリケーションとサービス (インターネットアクセスサービスの選択を含む。) の間におけるスイッチング及び加入の能力を技術的方法その他の方法で制限してはならない。
7. ゲートキーパーは、サービスまたはハードウェアの供給事業者に対し、当該ゲートキーパーが第3条第9項に基づき指定決定されたオペレーティングシステムまたはバーチャルアシスタントを通じてアクセスまたは制御するハードウェア及びソフトウェアの機能について、これらと同一のハードウェア及びソフトウェアの機能に係る有効な相互運用

性及び相互運用性を目的としたアクセスを無償で認めなければならない。また、当該ゲートキーパーは、コアプラットフォームサービスまたは当該コアプラットフォームサービスと共にもしくはそのサポートとして供給されるサービスのビジネスユーザー及び代替プロバイダーに対し、当該ゲートキーパーが当該サービスを供給する際に利用可能または利用するオペレーティングシステム、ハードウェアまたはソフトウェアの機能について、当該機能がオペレーティングシステムの一部であるか否かにかかわらず、当該ビジネスユーザー及び代替プロバイダーが供給する当該サービスに対して有効な相互運用性及び相互運用性を目的としたアクセスを無償で認めなければならない。

当該ゲートキーパーが、相互運用性が自社の供給するオペレーティングシステム、バーチャルアシスタント、ハードウェアまたはソフトウェアの機能の完全性を損なわないことを保証するために厳密に必要かつ適切な措置を取ることは、当該措置が当該ゲートキーパーによって適切に正当化されるのであれば、これを妨げられるものではない。

8. ゲートキーパーは、広告主及びパブリッシャー並びに広告主及びパブリッシャーから権限を与えられた第三者に対し、その求めに応じて、当該ゲートキーパーのパフォーマンス測定ツールへのアクセス並びに広告主及びパブリッシャーが広告インベントリーの独自の検証を行うために必要なデータ（集合体データ及び非集合体データを含む。）を無償で提供しなければならない。当該データは、広告主及びパブリッシャーが独自の検証及び測定ツールを実行し、当該ゲートキーパーが供給するコアプラットフォームサービスの性能を評価できる方法で提供されるものとする。
9. ゲートキーパーは、エンドユーザー及びエンドユーザーから権限を与えられた第三者に対し、その求めに応じて、無償で、当該エンドユーザーが提供したデータの有効なポータビリティまたは当該エンドユーザーが当該コアプラットフォームサービスの利用過程で生成したデー

タの有効なポータビリティを無償で提供しなければならず、このことは、そのようなデータのポータビリティの有効な行使を促進するツールの無償提供並びにそのようなデータへの連続したリアルタイムのアクセスを含むものとする。

10. ゲートキーパーは、ビジネスユーザー及びビジネスユーザーから権限を与えられた第三者に対し、その求めに応じて、無償で、当該ビジネスユーザーが供給するコアプラットフォームサービスまたは当該コアプラットフォームサービスとともにもしくはそのサポートとして供給されるサービスの利用過程で提供または生成される集合体データ及び非集合体データ（個人データを含む。）並びにエンドユーザーが当該ビジネスユーザーの供給する商品またはサービスの利用過程で提供または生成する集合体データ及び非集合体データ（個人データを含む。）について、それらのデータへの効果的で高品質で連続したリアルタイムのアクセス及び利用を認めなければならない。個人データについては、ゲートキーパーは、当該ビジネスユーザーが当該コアプラットフォームサービスを通じて提供する商品またはサービスに関してエンドユーザーが実施する使用に直接関連し、かつエンドユーザーが同意する場合に限り、個人データへのアクセスおよび使用を提供しなければならない。
11. ゲートキーパーは、オンライン検索エンジンを供給する第三者に対し、その求めに応じて、エンドユーザーが当該オンライン検索エンジンで生成した無料及び有料の検索に関するランキング、クエリー、クリック及びビューデータへのアクセスを公正かつ合理的で非差別的な条件で提供しなければならない。個人データを構成する当該クエリー、クリック及びビューデータは匿名化されなければならない。
12. ゲートキーパーは、第 3 条第 9 項に基づき指定決定に記載されたソフトウェアアプリケーションストア、オンライン検索エンジン及びオンラインソーシャルネットワーキングサービスへのビジネスユーザーに

よるアクセスについて、公正かつ合理的で非差別的な一般条件を適用しなければならない。

この目的のため、ゲートキーパーは、代替的紛争解決メカニズムを含むアクセスに係る一般条件を公表しなければならない。

欧州委員会は、ゲートキーパーが公表したアクセスに係る一般条件が本項に適合しているかどうかを評価するものとする。

13. ゲートキーパーは、コアプラットフォームサービスの供給の終了に係る一般条件を不当なものとしてはならない。ゲートキーパーは、供給終了の条件が過度の困難なく行使できることを保証しなければならない。

第 7 条

番号非依存型個人間コミュニケーションサービスの相互運用性に関するゲートキーパーの義務

1. ゲートキーパーは、第 3 条第 9 項に基づく指定決定で記載された番号非依存型個人間コミュニケーションサービスを供給する場合、EU 域内で番号非依存型個人間コミュニケーションサービスを供給または供給しようとする他の事業者からの求めに応じて、無償で、両者のサービス間の相互運用性を促進する上で必要な技術インターフェイスまたはそれと同様のソリューションを提供することにより、自社が供給する番号非依存型個人間コミュニケーションサービスの基本機能との相互運用を可能なものとしなければならない。
2. ゲートキーパーは、以下のとおり、自社のエンドユーザーへ少なくとも前項に定められた基本機能を自ら提供する場合、当該機能の相互運用を可能なものとしなければならない。
 - (a) 第 3 条第 9 項に基づく指定決定における記載直後
 - (i) 2 人のエンドユーザー間で直接行われるテキストメッセージング
 - (ii) 画像、音声メッセージ、ビデオその他の添付ファイルを、2 人のエンドユーザー間で直接共有すること

- (b) 指定決定から 2 年以内
 - (i) エンドユーザーのグループで直接行われるテキストメッセージング
 - (ii) グループチャットとエンドユーザーの間で直接行われる画像、音声メッセージ、ビデオその他の添付ファイルの共有
- (c) 指定決定から 4 年以内
 - (i) 2 人のエンドユーザー間で直接行われる音声通話
 - (ii) 2 人のエンドユーザー間で直接行われるビデオ通話
 - (iii) グループチャットとエンドユーザーの間で直接行われる音声通話
 - (iv) グループチャットとエンドユーザーの間で直接行われるビデオ通話
- 3. ゲートキーパーが自社のエンドユーザーへ提供するセキュリティ（直接の暗号化を含む。）のレベルは、それが適切である場合、相互運用が可能なサービス全体について維持されなければならない。
- 4. ゲートキーパーは、番号非依存型個人間コミュニケーションサービスとの相互運用性に関する技術的詳細と一般的な取引条件を定めたレファレンスオファー（セキュリティレベルと直接の暗号化に関する必要な詳細を含む。）を公表しなければならない。ゲートキーパーは、第 3 条第 10 項所定の期間にレファレンスオファーを公表しなければならず、必要に応じて更新するものとする。
- 5. 前項に基づくレファレンスオファーの公表後、EU 域内で番号非依存型個人間コミュニケーションサービスを供給または供給しようとする事業者は、ゲートキーパーが供給する番号非依存型個人間コミュニケーションサービスとの相互運用性を要求することができる。当該要求は、第 2 項が定める基本機能の一部または全部を対象とすることができる。ゲートキーパーは、相互運用性に関する合理的な要求を受けた場合、当該要求を受けてから 3 か月以内に、当該要求に係る基本機能を運用可能な状態にすることで対応するものとする。

6. 欧州委員会は、例外として、ゲートキーパーが効果的な相互運用性を確保し、必要なセキュリティレベル（それが適切である場合、直接の暗号化を含む。）を維持するために必要であることを証明する場合、当該ゲートキーパーによる合理的な要求があれば、第2項または第5項が定める義務の遵守の期限を延長できる。
7. ゲートキーパーが供給する番号非依存型個人間コミュニケーションサービスのエンドユーザー及び番号非依存型個人間コミュニケーションサービスのリクエストプロバイダーのエンドユーザーは、当該ゲートキーパーが第1項に基づき提供する相互運用可能な基本機能を利用するかどうかを自由に決定できる。
8. ゲートキーパーは、効果的な相互運用性を提供する上で厳密に必要なエンドユーザーの個人データのみを収集し、相互運用性のリクエストを行う番号非依存型個人間コミュニケーションサービスのプロバイダーと当該個人データを交換しなければならない。このような個人データの収集及び交換は、規則 (EU) 2016/679 及び指令 2002/58/EC を完全に遵守して行われなければならない。
9. ゲートキーパーは、相互運用性のリクエストを行う番号非依存型個人間コミュニケーションサービスのプロバイダーが、自社が供給する番号非依存型個人間コミュニケーションサービスの完全性、セキュリティ及びプライバシーを危険に晒さないようにするための措置を講ずることについて、当該措置が厳密に必要なかつ適切な範囲のものであって当該ゲートキーパーによって適切に正当化されるのであれば、当該措置を講ずることを妨げられるものではない。

第8条

ゲートキーパーの義務遵守

1. ゲートキーパーは、第5条、第6条及び第7条が定める義務の遵守を保証し、証明しなければならない。ゲートキーパーが当該遵守を確実なものとするために実施する措置は、本規則の目的及び本規則と関連

する義務の目的の達成において有効なものでなければならない。ゲートキーパーは、当該措置が適用のある法令、特に規則 (EU) 2016/679、指令 2002/58/EC、サイバーセキュリティ、消費者保護、製品安全に関する法律並びにアクセシビリティの要件に準拠していることを確実なものとする。

2. 欧州委員会は、その職権に基づきまたは第 3 項に基づくゲートキーパーの要請により、第 20 条が定める手続を開始することができる。

欧州委員会は、当該ゲートキーパーが第 6 条及び第 7 条に定められた義務を効果的に遵守するために実施すべき措置を規定した実施行為を採択することができる。当該実施行為は、第 50 条第 2 項所定の諮問手続に従い、第 20 条に基づく手続の開始後 6 か月以内に採択されなければならない。

欧州委員会がその職権に基づき第 13 条所定の潜脱行為に係る手続を開始する場合、当該措置は第 5 条、第 6 条及び第 7 条が定める義務に関わるものであることがある。

3. ゲートキーパーは、第 6 条及び第 7 条が定める義務の遵守を確保するために実施しようとする措置または実施した措置が、当該ゲートキーパーに係る特定の状況において当該義務の目的を達成する際に有効であるかどうかを判断するため、欧州委員会に対し当該判断の過程に関与するよう要請することができる。欧州委員会は、平等な待遇、比例性、適正な行政という原則を尊重し、当該判断の過程に関与するかどうかを決定する裁量権を有するものとする。

ゲートキーパーは、当該要請において、実施しようとする措置または実施した措置を説明するため、理由を付した書面を提出しなければならない。ゲートキーパーは、第 6 項が定めるところにより、第三者と共有することができる理由を付した書面の非機密版も提出しなければならない。

4. 第 2 項及び第 3 項は、第 29 条、第 30 条及び第 31 条に基づく欧州委

員会の権限の行使を妨げるものではない。

5. 第2項に基づく決定を採択するため、欧州委員会は、第20条に基づく手続の開始から3か月以内にゲートキーパーへ予備的決定を通知するものとする。予備的決定において、欧州委員会は、当該ゲートキーパーが予備的決定に効果的に対処するために採用すべき措置または採用することを検討する措置について説明するものとする。
6. 利害関係のある第三者が効果的に意見を提出できるようにするため、欧州委員会は、第5項に従ってゲートキーパーへ予備的決定を通知するときに、または当該通知の後で可及的速やかに、当該事案の非機密概要のほか、欧州委員会が当該ゲートキーパーによる実施を検討している措置または実施されるべきと考える措置を公表するものとする。欧州委員会は、利害関係のある第三者による意見提出につき合理的な期間を指定するものとする。
7. 第2項に基づく措置を定めるときは、欧州委員会は、当該措置が本規則の目的及び本規則と関連する義務の目的の達成において有効なものであり、当該ゲートキーパー及び関連サービスに係る特定の状況と比率的なものであることを確実なものとする。
8. 第6条第11項及び第12項に基づく義務を特定するため、欧州委員会は、意図されたまたは実施された措置が、ビジネスユーザーの権利と義務の不均衡が残存しないことを保証し、当該措置自体がゲートキーパーがビジネスユーザーへ供給するサービスに不相応な利益をゲートキーパーに与えないことも評価するものとする。
9. 第2項に基づく手続について、欧州委員会は、要請を受けたときまたは職権に基づき、次に掲げた場合には当該手続の再開を決定することができる。
 - (a) 決定の根拠となった事実のいずれかに重大な変更があったとき または
 - (b) 決定が不完全、不正確または誤解を招くような情報に基づいていた

とき または

(c) 決定で定められた措置が有効でないとき

第 9 条

義務の一時停止

1. ゲートキーパーが、第 3 条第 9 項に基づく指定決定において記載されたコアプラットフォームサービスについて、第 5 条、第 6 条または第 7 条に定められた特定の義務を遵守することが、当該ゲートキーパーの制御できない例外的状況により、EU 域内における当該事業の継続性を危険に晒すことにつき理由ある要請の書面で証明した場合、欧州委員会は、当該書面が言及した特定の義務の全部または一部を例外的に一時停止するという決定（「一時停止決定」）を定めた実施行為を採択できるものとする。一時停止決定において、欧州委員会は、一時停止を正当化する例外的状況を明らかにすることにより、当該一時停止決定を証明するものとする。一時停止決定は、ゲートキーパーの存続を危うくする前記のような脅威に対処するために必要な範囲と期間に限定されるものとする。欧州委員会は、完全な理由が付された要請の書面を受領してから遅滞なく、遅くとも 3 か月以内に、一時停止決定を採択するよう努めるものとする。一時停止決定は、第 50 条第 2 項所定の諮問手続に則って採択されるものとする。
2. 第 1 項に従って一時停止が認められた場合、欧州委員会は、より短い間隔が一時停止決定において指定されていない限り、当該一時停止決定を毎年見直すものとする。この見直しの後、欧州委員会は、一時停止の全部又は一部を解除することまたは第 1 項所定の条件が引き続き満たされていることを決定するものとする。
3. 緊急の場合、欧州委員会は、ゲートキーパーによる理由ある要請の書面に基づき、第 1 項に基づく決定に先立って適用されていた 1 つ以上の個々のコアプラットフォームサービスに対する同項に係る特定の義務の適用を暫定的に一時停止することができる。暫定的な一時停止の

要請は、第 1 項に基づく欧州委員会の評価を待つ間、いつでも行うことができ、また認めることができる。

4. 第 1 項及び第 3 項が定める要請の書面を評価するとき、欧州委員会は、特に、特定の義務の遵守が EU におけるゲートキーパーの事業活動の継続性及び第三者(特に中小企業及び消費者)に及ぼす影響を考慮するものとする。当該書面が言及した特定の義務の一時停止は、これらの利益と本規則の目的との公正なバランスを確保するため、欧州委員会が定める条件及び義務に従うものとすることができる。

第 10 条

公衆衛生及び治安を理由とした免責

1. 欧州委員会は、ゲートキーパーからの理由ある要請に基づいて、または自らの職権に基づいて、第 3 条第 9 項に基づく指定決定に記載されたコアプラットフォームサービスについて、当該ゲートキーパーが負う第 5 条、第 6 条または第 7 条に定められた特定の義務の全部または一部の免除を決定する実施行為を採択できる(「免除決定」)。欧州委員会は、完全な理由のある要請を受けてから 3 か月以内に免除決定を採択し、免除の根拠を説明した理由書を提供しなければならない。免除決定は、第 50 条第 2 項所定の諮問手続に則って採択されるものとする。
2. 前項に従って免除が認められた場合、欧州委員会は、免除の根拠がもはや存在しないとき、または少なくとも 1 年ごとに、当該免除決定を見直すものとする。このような見直しの後、欧州委員会は、当該免除決定の全部もしくは一部を解除するか、または前項所定の条件が引き続き満たされていることを決定するものとする。
3. 第 1 項に基づく免除は、公衆衛生または治安を理由とする場合にのみ認められる。
4. 緊急の場合、欧州委員会は、ゲートキーパーによる理由ある要請に基づいて、または自らの職権に基づいて、第 1 項に基づく決定に先立っ

て適用されていた 1 つ以上の個々のコアプラットフォームサービスに対する同項に係る特定の義務の適用を暫定的に一時停止することができる。暫定的な一時停止の要請は、第 1 項に基づく欧州委員会の評価を待つ間、いつでも行うことができ、また認めることができる。

5. 第 1 項及び前項の要請を評価するとき、欧州委員会は、特に、特定の義務の遵守が第 3 項所定の事由に及ぼす影響並びに当該ゲートキーパー及び第三者に及ぼす影響を考慮するものとする。当該要請書面が言及した特定の義務の一時停止は、第 3 項の根拠事由が追求する目的と本規則の目的との間の公正なバランスを確保するため、欧州委員会が定める条件及び義務に従うものとすることができる。

第 11 条

報告

1. ゲートキーパーは、第 3 条に基づく指定から 6 か月以内に、第 3 条第 10 項に従い、第 5 条、第 6 条及び第 7 条が定める義務の遵守を確保するために実施した措置を詳細かつ透明性をもって記述した報告書を欧州委員会へ提出するものとする。
2. ゲートキーパーは、前項が定める期限までに、当該報告書の非機密概要を公表し、欧州委員会へ提出するものとする。ゲートキーパーは、少なくとも毎年、当該報告書とその非機密概要を更新しなければならない。欧州委員会は、当該非機密概要へのリンクがウェブサイトで利用できるようにしなければならない。

第 12 条

ゲートキーパーの義務の更新

1. 欧州委員会は、第 5 条及び第 6 条が定める義務について、本規則を補足するために、第 49 条に従って委任行為を採択する権限を有する。これらの委任行為は、第 5 条及び第 6 条が定める義務によって対処される行為と同様にコアプラットフォームサービスの競争可能性を制限する行為または不公正な行為に対処するため、第 19 条に基づく市場調

査により、当該義務を最新の状態に保つ上で必要があることを確認したものに基づくものとする。

2. 前項に基づき採択された委任行為の範囲は、次に掲げるものに限定される。

- (a) 特定のコアプラットフォームサービスのみに適用される義務を、第 2 条第 2 項に掲げた他のコアプラットフォームサービスへ拡大すること。
- (b) 特定のビジネスユーザーまたはエンドユーザーに利益をもたらす義務を、他のビジネスユーザーまたはエンドユーザーに利益をもたらすように拡大すること。
- (c) ゲートキーパーが第 5 条及び第 6 条に定められた義務の効果的な遵守を確保するために採るべき方法を定めること。
- (d) コアプラットフォームサービスとともにまたはそのサポートとして供給される特定のサービスのみに適用される義務を、コアプラットフォームサービスとともにまたはそのサポートとして供給される他のサービスへ拡大すること。
- (e) 特定の種類のデータのみに適用される義務を、他の種類のデータにも適用するよう拡大すること。
- (f) ある義務がゲートキーパーの行動に対して一定の条件を課している場合、さらなる条件を追加すること。
- (g) ゲートキーパーが供給する複数のコアプラットフォームサービス間の関係を規定する義務を、当該ゲートキーパーが供給するコアプラットフォームサービスと他のサービス間の関係に適用すること。

3. 欧州委員会は、第 7 条第 2 項所定の基本機能の記載について、番号非依存型個人間コミュニケーションサービスの機能を追加または削除することにより、第 49 条に則って本規則を改正するための委任行為を採択する権限を有する。

これらの委任行為は、第 7 条が定める義務によって対処される行為と

同様にコアプラットフォームサービスの競争可能性を制限する行為または不公正な行為に対処するため、第 19 条に基づく市場調査により、これらの義務を最新の状態に保つ上で必要があることを確認したものにに基づくものとする。

4. 欧州委員会は、第 7 条が定める義務について、本規則を補足するために、第 49 条に則って委任行為を採択する権限を有する。これらの委任行為は、第 7 条が定める義務によって対処される行為と同様にコアプラットフォームサービスの競争可能性を制限する行為または不公正な行為に対処するため、第 19 条に基づく市場調査により、当該義務を最新の状態に保つ上で必要があることを確認したものにに基づくものとする。
5. 第 1 項、第 3 項及び前項に係る行為は、次に掲げたものに該当するとき、コアプラットフォームサービスの競争可能性を制限する行為または不公正な行為とみなされるものとする。
 - (a) イノベーションを妨げ、ビジネスユーザー及びエンドユーザーの選択肢を制限する可能性があるゲートキーパーの行為。
 - (i) 他の事業者が、コアプラットフォームサービスもしくはデジタルセクターにおける他のサービスの供給事業者として参入または拡大することに対する障壁を創出または強化することにより、それらのサービスの競争可能性に対し持続的影響を及ぼす（または、そのおそれがある）ため、または
 - (ii) 他の事業者がゲートキーパーと同様に主要な投入物へアクセスすることを妨げるため。
 - (b) ビジネスユーザーの権利と義務の間に不均衡があり、ゲートキーパーがビジネスユーザーへ供給するサービスに不相応な利益をゲートキーパーへもたらすとき。

第 13 条

潜脱行為の禁止

1. コアプラットフォームサービスの供給事業者は、第 3 条第 2 項所定の閾値を潜脱するために、契約上、商業上、技術上その他いかなる手段であるかを問わず、当該サービスを分割、分断、再分断、断片化、分離してはならない。このような行為は、欧州委員会が第 3 条第 4 項に則って当該事業者をゲートキーパーとして指定することを妨げるものではない。
2. 欧州委員会は、コアプラットフォームサービスの供給事業者が前項所定の行為を行っているとき、当該事業者に対し、当該事業者が当該行為を行っているかどうかを判断するために必要な情報を要求することができる。
3. ゲートキーパーは、第 5 条、第 6 条及び第 7 条が定める義務を完全かつ効果的に遵守していることを确实なものとしなければならない。
4. ゲートキーパーは、第 5 条、第 6 条及び第 7 条が定める義務の効果的な遵守を損なういかなる行動も採ってはならず、当該行動が契約上、商業上、技術上その他のものであるかどうか、行動認識技術やインターフェイスデザインの使用によるものであるかどうかを問わない。
5. 個人データの収集、処理、相互利用及び共有に係る同意が本規則の遵守を確保する上で必要である場合、ゲートキーパーは、ビジネスユーザーが規則 (EU) 2016/679 または指令 2002/58/EC の下で必要とされる同意を直接取得できるようにするために、または、それが適切であるときは、ビジネスユーザーへ適切に匿名化されたデータを提供するなど他の方法によって EU のデータ保護及びプライバシーに関する規則や原則を遵守するために、必要な措置を講じなければならない。ビジネスユーザーによる同意の取得について、ゲートキーパーは、自社が供給するサービスの場合よりも重い負担とならないようにしなければならない。

6. ゲートキーパーは、第 5 条、第 6 条及び第 7 条が定める権利もしくは選択肢を利用するビジネスユーザーもしくはエンドユーザーへ供給されるコアプラットフォームサービスの条件または品質を低下させてはならず、また、非中立的な方法でエンドユーザーへ選択肢を提供したり、ユーザーインターフェースの機能に係る構造、設計、機能または操作方法を通じてエンドユーザーもしくはビジネスユーザーの自律性、意思決定もしくは自由選択を損なうなどして、それらの権利または選択肢の行使を不当に困難なものとしてはならない。
7. ゲートキーパーが第 4 項、第 5 項及び前項に規定された方法で第 5 条、第 6 条または第 7 条が定める義務を潜脱する（または、潜脱しようとする）場合、欧州委員会は、第 20 条に基づき手続を開始し、当該ゲートキーパーが実施すべき措置を定めるために第 8 条第 2 項所定の実施行為を採択することができる。
8. 第 6 項は、第 29 条、第 30 条及び第 31 条に基づく欧州委員会の権限の行使を妨げるものではない。

第 14 条

企業結合計画に関する通知義務

1. ゲートキーパーは、規則 (EC) 139/2004 第 3 条が定める企業結合を計画し、当該計画の当事者がコアプラットフォームサービスその他のデジタル分野におけるサービスを供給する場合、または当該当事者がデータの収集を可能とする場合、同規則に基づく欧州委員会への届出または加盟国の企業結合規則による国内競争当局への届出の要件を満たすか否かを問わず、欧州委員会へ当該計画を届け出なければならない。ゲートキーパーは、そのような企業結合計画の実施前並びに当該計画に係る契約の締結、公開入札の発表または経営支配権の取得の後に、当該企業結合を報告しなければならない。
2. ゲートキーパーが前項に基づき提出する情報は、少なくとも、当該企業結合計画の性質及び根拠並びに関係加盟国の一覧を含む概要ととも

に、当該企業結合計画の当事者の EU 域内及び全世界の年間売上高、当該当事者の事業分野(当該企業結合計画と直接関連する事業を含む。)並びに当該企業結合計画に係る契約の取引価額またはその推定額を記載したものでなければならない。

当該情報は、当該企業結合計画と関連するコアプラットフォームサービスについて、EU 域内の年間売上高、年間アクティブビジネスユーザーの人数、月間アクティブエンドユーザーの人数も記載したものでなければならない。

3. 第 1 項に係る企業結合計画の実施後において、新たなコアプラットフォームサービスが個別に第 3 条第 2 項 b 所定の閾値を充たした場合、当該ゲートキーパーは当該企業結合計画の実施から 2 か月以内に欧州委員会へその旨を通知するとともに、欧州委員会へ第 3 条第 2 項に係る情報を提供するものとする。

4. 欧州委員会は、第 1 項に基づき受領した情報を加盟国の競争当局へ通知するとともに、同項に基づきゲートキーパーから受領した企業結合計画の一覧を毎年公表しなければならない。

欧州委員会は、事業者の営業秘密の保護に関する正当な利益を考慮するものとする。

5. 加盟国の競争当局は、規則 (EC) 139/2004 第 22 条に基づき、欧州委員会に対して当該企業結合計画を審査するよう要請するために、第 1 項に基づき受領した情報を利用することができる。

第 15 条

監査の義務

1. ゲートキーパーは、第 3 条に基づく指定から 6 か月以内に、第 3 条第 9 項に基づく指定決定において記載されたコアプラットフォームサービスに適用される消費者プロファイリングに係る技術について、欧州委員会へ独立監査済み説明書を提出しなければならない。欧州委員会は、欧州データ保護委員会へ当該説明書を送付するものとする。

2. 欧州委員会は、監査の方法及び手続を整備するために、第 46 条第 1 項 g に係る実施行為を採択することができる。
3. ゲートキーパーは、第 1 項所定の独立監査済み説明書の概要を公開するものとする。その際、ゲートキーパーは、その営業秘密を尊重する必要性を考慮する権利を有するものとする。ゲートキーパーは、少なくとも年 1 回、当該説明書及びその概要を更新しなければならない。

第 4 章

市場調査

第 16 条

市場調査の開始

1. 欧州委員会が第 17 条、第 18 条及び第 19 条に基づく決定の採択に向けて市場調査を実施しようとする場合、市場調査の開始の決定を採択しなければならない。
2. 前項の規定にかかわらず、欧州委員会は、前項に基づく市場調査を開始する前に、本規則に基づく調査権限を行使することができる。
3. 第 1 項の決定は次の事項を明記したものでなければならない。
 - (a) 市場調査の開始日
 - (b) 市場調査が関連する問題の説明
 - (c) 市場調査の目的
4. 欧州委員会は、次のいずれかの場合において、一旦終了した市場調査を再開することができる。
 - (a) 第 17 条、第 18 条または第 19 条の規定により採択された決定の基礎となった事実のいずれかに重大な変更があったとき。
 - (b) 第 17 条、第 18 条または第 19 条の規定により採択された決定が不完全、不正確または誤解を招くような情報に基づいていた場合。
5. 欧州委員会は、一または複数の加盟国の当局に対し、市場調査への協力を要請することができる。

第 17 条

ゲートキーパーの指定のための市場調査

1. 欧州委員会は、第 3 条第 8 項に基づきコアプラットフォームサービスの供給事業者をゲートキーパーとして指定すべきかどうかを検討するため、または、第 3 条第 9 項に基づき指定決定に記載されるべきコアプラットフォームサービスを特定するため、市場調査を実施することができる。欧州委員会は、第 16 条第 3 項 a 所定の調査開始日から 12 か月以内に市場調査を終了するよう努めるものとし、調査終了の決定に係る実施行為を採択しなければならない。当該実施行為は、第 50 条第 2 項所定の諮問手続に則って採択されるものとする。
2. 前項の市場調査において、欧州委員会は、第 16 条第 3 項 a 所定の調査開始日から 6 か月以内に、当該コアプラットフォームサービスの供給事業者に対して予備的決定を通知するよう努めなければならない。予備的決定において、欧州委員会は、暫定的に、当該事業者が第 3 条第 8 項に基づきゲートキーパーとして指定され、同条第 9 項に基づき当該コアプラットフォームサービスが指定決定に記載されることが適切であると判断するかどうかを説明するものとする。
3. 第 3 条第 2 項所定の閾値を満たしたコアプラットフォームサービスの供給事業者が、同条第 5 項に従い、同条第 2 項の推定に対する疑問を呈する十分に立証された主張を明白に提示した場合、欧州委員会は、第 16 条第 3 項 a 所定の調査開始日から 5 か月以内に市場調査を終了するよう努めなければならない。
この場合において、欧州委員会は、前項に基づく予備的決定を第 16 条第 3 項 a 所定の調査開始日から 3 か月以内に当該事業者へ通知するよう努めなければならない。
4. 欧州委員会は、第 3 条第 8 項に従い、コアプラットフォームサービスの供給事業者のうち、その事業においていまだ定着した永続的地位を獲得していないものの、近い将来にそのような地位を獲得することが

予測される者をゲートキーパーとして指定する場合、指定決定において、第 5 条第 3 項から第 6 項まで、第 6 条第 4 項、第 7 項、第 9 項、第 10 項及び第 13 項に定められた義務のうち 1 つ以上のものを適用することを宣言できる。欧州委員会は、当該ゲートキーパーが不公正な手段によりその事業において確立した永続的な地位を得ることを防止するために適切かつ必要な義務のみを適用すると宣言しなければならない。欧州委員会は、第 4 条所定の手続に従って当該指定を見直すものとする。

第 18 条

組織的な規則違反に関する市場調査

1. 欧州委員会は、ゲートキーパーによる組織的な規則違反があるかどうかを調査する目的で、市場調査を実施することができる。欧州委員会は、第 16 条第 3 項 a 所定の調査開始日から 12 か月以内に市場調査を終了しなければならない。市場調査の結果、ゲートキーパーが第 5 条、第 6 条または第 7 条が定める義務の 1 つ以上に組織的に違反し、第 3 条第 1 項所定の要件との関係でゲートキーパーの地位を維持、強化または拡大していることが判明した場合、欧州委員会は、当該ゲートキーパーに対して、本規則の効果的な遵守を確保するために適切かつ必要となる行為措置または構造措置による法的救済を行う実施行為を採択できる。当該実施行為は、第 50 条第 2 項所定の諮問手続に則って採択されるものとする。
2. 前項に従って課される法的救済は、それが組織的な規則違反の影響を受けた公正性及び競争可能性を維持または回復するために比例的かつ必要である限りにおいて、一定の期間、組織的な規則違反の影響を受けたコアプラットフォームサービスまたはデジタル分野で供給されるその他のサービスに係る企業結合の禁止、またはデータの収集を可能にする規則 (EC) No139/2004 第 3 条の意味における企業結合の禁止を含むことができる。

3. ゲートキーパーは、欧州委員会が本条に基づく決定を行うことを想定して市場調査の実施を決定し、その調査開始決定の採択日から遡って8年以内に、自社が供給するコアプラットフォームサービスのいずれかについて第29条に基づく規則違反の決定を3回以上受けていた場合、第5条から第7条までに定められた義務に組織的に違反しているものとみなされる。
4. 欧州委員会は第16条第3項a所定の調査開始日から6か月以内にゲートキーパーへ予備的決定を通知しなければならない。予備的決定は、欧州委員会が第1項の条件が満たされていると予備的に考えているかどうか、並びにどのような法的救済が必要かつ適切であると予備的に考えているかを説明したものでなければならない。
5. 利害関係のある第三者が効果的に意見を提供できるようにするため、欧州委員会は、前項に従ってゲートキーパーへ予備的決定を通知すると同時に、または当該通知後の可能な限り早い時点で、当該事案及び検討中の法的救済の概要を非機密情報として公表しなければならない。欧州委員会は、利害関係のある第三者が意見を提出するための合理的な期間を設けるものとする。
6. 欧州委員会は、第25条に従ってゲートキーパーが提示した確約に法的拘束力を持たせて第1項に基づく決定を採択しようとする場合、当該事案及び当該確約の概要を非機密情報として公表しなければならない。利害関係のある第三者は、欧州委員会が定めた合理的な期間に意見を提出することができる。
7. 市場調査の過程で、欧州委員会は、客観的な根拠に基づき正当化され、かつ適切である場合には、市場調査の期間を延長することができる。当該延長は、欧州委員会が予備的決定を公表しなければならない期限、または最終決定の採択の期限に適用することができる。本項に基づく総延長期間は6か月を超えてはならない。
8. 欧州委員会は、ゲートキーパーが第5条から第7条までに定められた

義務を効果的に遵守することを確保するため、第 1 項及び第 2 項に従って課す法的救済を定期的に見直さなければならない。欧州委員会は、新たな市場調査の結果として当該救済措置が効果的でないと判断した場合、それを修正する権利を有する。

第 19 条

新規のサービス及び行為に関する市場調査

1. 欧州委員会は、デジタルセクターにおける 1 つまたは複数のサービスを第 2 条第 2 項所定のコアプラットフォームサービスのリストに追加すべきかどうかを検討するため、またはコアプラットフォームサービスの競争可能性を制限する行為もしくは本規則が有効に対処していない不公正な行為を発見するため、市場調査を実施することができる。当該市場調査に係る評価において、欧州委員会は、デジタル市場に関する TFEU 第 101 条及び第 102 条に基づく手続で得られた関連する結果その他の関連する動向を考慮するものとする。
2. 欧州委員会は、前項に基づき市場調査を実施する場合、調査対象のデジタルセクターにおけるサービスのビジネスユーザー及びエンドユーザー、調査対象行為に係るビジネスユーザーやエンドユーザーなど第三者と協議することができる。
3. 欧州委員会は、第 16 条第 3 項 a 所定の調査開始日から 18 か月以内に、調査結果の報告書を公表しなければならない。
報告書は、欧州議会及び理事会へ提出され、それが適切である場合、次に掲げる文章が添付されるものとする。
 - (a) 第 2 条第 2 項所定のコアプラットフォームサービスのリストにデジタルセクターのサービスを追加すること、または第 3 章に新たな義務を追加することを目的とした本規則の改正に係る立法提案。
 - (b) 第 5 条及び第 6 条が定める義務に関して本規則を補足する委任行為の草案、または第 7 条が定める第 12 条に係る義務に関して本規則を修正または補足する委任行為の草案。

それが適切である場合、本項第 2 パラグラフ a に基づく本規則の改正に係る立法提案は、第 2 条第 2 項所定のコアプラットフォームサービスのリストから既存のサービスを削除すること、または第 5 条から第 7 条までに定められた既存の義務を削除することの提案を含むことができる。

第 5 章

調査、執行及び監視に関する権限

第 20 条

手続の開始

1. 欧州委員会が第 8 条、第 29 条及び第 30 条に基づく決定の採択の可能性を視野に入れて手続を開始しようとするときは、手続を開始する決定を採択するものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、欧州委員会は、同項に基づく手続を開始する前に、本規則に基づく調査権限を行使することができる。

第 21 条

情報提供の要請

1. 本規則に基づく職務を遂行するため、欧州委員会は、事業者及び事業者団体に対し、簡潔な要請または決定により、すべての必要な情報を提供するように求めることができる。また、欧州委員会は、簡潔な要請または決定により、事業者のデータ及びアルゴリズム、調査に係る情報へのアクセスを要請し、それらに関する説明を求めることができる。
2. 事業者または事業者団体に対し情報提供に関する簡潔な要請を行うとき、欧州委員会は、当該要請の法的根拠と目的を述べ、必要な情報を明示し、情報を提供すべき期限を定め、また、不完全、不正確もしくは誤解を招く情報または説明を提供した場合に適用される第 30 条所定の制裁金も定めるものとする。
3. 欧州委員会が事業者及び事業者団体に対して決定により情報提供を要

請する場合、その法的根拠と目的を述べ、必要な情報を明示し、情報を提供すべき期限を定めなければならない。欧州委員会が事業者に対してデータ、アルゴリズム、調査に係る情報へのアクセスを要請する場合、当該要請の目的を述べ、情報を提供すべき期限を定めなければならない。また、第 30 条所定の制裁金を示し、第 31 条所定の定期的な違約金の支払いを示すか課すものとする。さらに、欧州委員会の決定につき欧州司法裁判所の審理を受ける権利があることを示さなければならない。

4. 事業者、事業者団体またはそれらの代理人は、当該事業者または事業者団体を代表して欧州委員会から要請された情報を提供しなければならない。正式に代理権を付与された弁護士は、依頼人に代わって情報を提供することができる。提供された情報が不完全、不正確または誤解を招くものであった場合、当該弁護士はすべての責任を負うものとする。
5. 加盟国の管轄当局は、欧州委員会の要請により、本規則により与えられた任務を遂行するために、欧州委員会へ所有するすべての必要な情報を提供するものとする。

第 22 条

事情聴取及び供述録取の権限

1. 本規則に基づく職務を遂行するために、欧州委員会は、情報収集の目的で、事情聴取に同意した自然人または法人に対して調査対象と関連する情報を聴取することができる。欧州委員会は、技術的手段を問わず、このような事情聴取を記録する権利を有する。
2. 前項に基づく事情聴取が事業者の敷地で行われる場合、欧州委員会は、第 1 条第 6 項に係る規則を執行する加盟国であって事情聴取が行われる領域にある加盟国の管轄当局へその旨を通知するものとする。当該管轄当局が要請した場合、その職員は、欧州委員会が権限を与えた職員及びその他の随行者による事情聴取を支援することができる。

第 23 条

立入検査の権限

1. 欧州委員会は、本規則に基づく職務を遂行するため、事業者または事業者団体に対して必要なすべての立入検査を行うことができる。
2. 欧州委員会から立入検査の権限を与えられた職員及びその他の随行者は、次に掲げる権限を有する。
 - (a) 事業者及び事業者団体の敷地、土地及び輸送手段に立ち入ること。
 - (b) 業務と関連する帳簿その他の記録を、保存されている媒体を問わず調査すること。
 - (c) そのような帳簿や記録の写しや抜粋を、その形式を問わず取得すること。
 - (d) 事業者または事業者団体に対し、組織、機能、情報技術システム、アルゴリズム、データの取扱い及び商行為に関する情報へのアクセスと説明を要求するとともに、技術的手段による説明の記録または文書化を要求すること。
 - (e) 検査の実施期間及び検査に必要な範囲において、事業所を封鎖し帳簿や記録を封印すること。
 - (f) 事業者もしくは事業者団体の代表者または職員に対して、立入検査の目的及び対象に関する事実または書類について説明を求め、その回答を技術的手段により記録すること。
3. 立入検査を実施するために、欧州委員会は、第 26 条第 2 項に基づき任命した監査人または専門家のほか、立入検査が行われる領域において第 1 条第 6 項に係る規則を執行する加盟国の管轄当局に対し、当該検査に係る支援を要請することができる。
4. 立入検査の実施期間において、欧州委員会、欧州委員会が任命した監査人または専門家、並びに立入検査が行われる領域において第 1 条第 6 項に係る規則を執行する加盟国の管轄当局は、事業者または事業者団体に対し、組織、機能、情報技術システム、アルゴリズム、データ

の取扱い及び商行為に関する情報の提供及び説明を要請することができる。欧州委員会、欧州委員会が任命した監査人または専門家、並びに立入検査が行われる領域において第 1 条第 6 項に係る規則を執行する加盟国の管轄当局は、代表者または職員に質問を行うことができる。

5. 欧州委員会から立入検査の権限を与えられた職員及びその他の随行者は、立入検査の目的及び対象並びに当該事業に関する必要な帳簿や記録の作成が不完全である場合または第 2 項及び前項に基づく質問に対する回答が不正確または誤解を招く場合に適用のある第 30 条所定の制裁金を明示した書面による許可証の提示を以て当該権限を行使するものとする。立入検査の実施前の適時において、欧州委員会は、立入検査が行われる領域において第 1 条第 6 項に係る規則を執行する加盟国の管轄当局へ当該立入検査の実施を通知する。
6. 事業者または事業者団体は、欧州委員会が決定により命じた立入検査に応じなければならない。当該決定は、検査の目的及び対象を特定し、立入検査の開始日を定め、第 30 条所定の制裁金及び第 31 条所定の定期的な違約金の支払い並びに当該決定につき欧州司法裁判所の審理を受ける権利があることを示したものでなければならない。
7. 立入検査が実施される領域において第 1 条第 6 項に係る規則を執行する加盟国の管轄当局の職員及び当該当局より認証または任命された者は、当該当局または欧州委員会の要請により、欧州委員会から権限を与えられた職員及びその他の随行者を積極的に支援するものとする。このため、これらの者は、本条第 2 項及び第 4 項に規定する権限を享受するものとする。
8. 欧州委員会から権限を与えられた職員及びその他の随行者が、事業者または事業者団体が本条に従って命じられた立入検査に反対していると認めた場合、関係加盟国は、職員らが立入検査を実施できるように、それが適当な場合には、警察または同等の執行機関に援助を求め、必要な援助を与えるものとする。

9. 国内規則により、第 8 項所定の援助が司法当局の許可を必要とする場合には、欧州委員会または第 1 条第 6 項に係る規則を執行する加盟国の管轄当局もしくは当該当局から権限を与えられた職員は、許可を申請するものとする。当該許可は、予防的措置として申請することもできる。
10. 前項所定の許可が申請された場合、加盟国の司法当局は、欧州委員会の決定が真正であること、並びに、想定される強制措置が立入検査の対象に照らして恣意的なものでも過剰なものでもないことを検証するものとする。強制措置の比例性を管理するにあたって、加盟国の司法当局は、欧州委員会へ直接または第 1 条第 6 項に係る規則を執行する加盟国の権限ある当局を通じて、特に欧州委員会が本規則の違反の疑いを持つ根拠、違反の疑いの重大性、関係事業者の関与の性質について、詳しい説明を求めることができる。ただし、加盟国の司法当局は、立入検査の必要性に疑問を呈したり、欧州委員会が保有する情報を提供するように要求したりすることはできない。欧州委員会の決定の適法性は、欧州司法裁判所のみが審査できるものとする。

第 24 条

暫定措置

ゲートキーパーのビジネスユーザーまたはエンドユーザーに深刻かつ回復不可能な損害が生じるおそれがある緊急事態の場合、欧州委員会は、第 5 条から第 7 条までに定められた義務に対する違反事実の疎明に基づき、ゲートキーパーに対する暫定措置を命じる実施行為を採択することができる。当該実施行為は、第 29 条第 1 項に基づき本規則に対する違反の決定が採択される可能性を視野に入れて開かれた手続のみにおいて採択されなければならない。当該実施行為は、特定された期間で適用されるものとし、必要かつ適切である限りにおいて更新することができる。当該実施行為は、第 50 条第 2 項所定の諮問手続に則って採択されるものとする。

第 25 条

確約

1. 第 18 条所定の手続において、当該ゲートキーパーが、第 5 条、第 6 条及び第 7 条に定められた義務の遵守を確保するため、当該事案に係るコアプラットフォームサービスについて確約を申し出た場合、欧州委員会は、当該確約に法的拘束力を持たせる実施行為を採択し、さらなる措置を講じないことを宣言することができる。当該実施行為は、第 50 条第 2 項所定の諮問手続に則って採択されるものとする。
2. 次に掲げるとき、欧州委員会は、当該ゲートキーパーからの要請があった場合または職権により、決定に基づき関連の手続を再開することができる。
 - (a) 確約決定の基礎となった事実のいずれかに重大な変更があった場合。
 - (b) 当該ゲートキーパーが当該確約に反して行動する場合。
 - (c) 確約決定が、当事者から提供された不完全、不正確または誤解を招くような情報に基づいていた場合。
 - (d) 当該確約が効果的なものでない場合。
3. 欧州委員会は、当該ゲートキーパーが提出した確約では第 5 条、第 6 条及び第 7 条に定められた義務の効果的な遵守を確保できないと考えるときは、関連の手続を終了する決定において、当該確約を法的拘束力のあるものとししない理由を説明しなければならない。

第 26 条

義務及び措置の監視

1. 欧州委員会は、第 5 条、第 6 条及び第 7 条に定められた義務並びに第 8 条、第 18 条、第 24 条、第 25 条及び第 29 条に基づく決定の効果的な実施及び遵守を監視するために必要な措置を講じるものとする。これらの措置には、特に、ゲートキーパーに対して、これらの義務・決定の実施及び遵守を評価する上で関連するとみなされるすべての文書を保持する義務を課すことが含まれる。

2. 前項に基づく措置は、義務や措置を監視するために欧州委員会を支援し、欧州委員会に特定の専門知識や技能を提供するための独立した外部の専門家や監査人の任命、加盟国の管轄当局の職員の任命を含めることができる。

第 27 条

第三者による情報提供

1. 第 3 条第 9 項に基づき指定決定されたコアプラットフォームサービスのビジネスユーザー、競合他社またはエンドユーザーを含む第三者並びにそれらの者の代理人は、本規則の適用範囲にあるゲートキーパーの慣行または行為について、第 1 条第 6 項に係る規則を執行する加盟国の管轄当局または欧州委員会へ直接通報することができる。
2. 第 1 条第 6 項に係る規則を執行する加盟国の管轄当局及び欧州委員会は、適切な措置を講ずることにつき完全な裁量権を有するものとし、第三者から受領した情報に関するフォローアップの義務を負わないものとする。
3. 第 1 条第 6 項に係る規則を執行する加盟国の管轄当局は、本条第 1 項に従って受領した情報に基づき、本規則の不遵守の可能性があると判断するときは、欧州委員会へ当該情報を移送するものとする。

第 28 条

コンプライアンス機能

1. ゲートキーパーは、当該ゲートキーパーの業務部門から独立したコンプライアンス部門を導入し、当該部門は責任者を含む 1 名以上のコンプライアンス担当者で構成されるものとする。
2. ゲートキーパーは、前項所定のコンプライアンス部門が当該ゲートキーパーによる本規則の遵守を監視するために十分な権限、地位、資源及び経営部門へのアクセスを有することを保証するものとする。
3. ゲートキーパーの経営部門は、第 1 項に従って任命されたコンプライアンス部門責任者が第 5 項の業務を遂行するために必要な専門的資格、

知識、経験及び能力を有することを確保するものとする。

また、ゲートキーパーの経営部門は、コンプライアンス部門責任者が当該部門に対して明確な責任を負う独立した上級管理職であることを確認するものとする。

4. コンプライアンス部門責任者は、ゲートキーパーの経営部門へ直接報告するものとし、経営部門の監督・管理機能における責任を損なうことなく、本規則の不遵守のリスクが生じた場合に懸念を表明し警告を発することができるものとする。

コンプライアンス部門責任者は、ゲートキーパーの経営部門の事前の承認なしに解任されてはならない。

5. ゲートキーパーが第 1 項に基づき任命したコンプライアンス部門責任者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(a) 本規則の遵守の確保を目的としたゲートキーパーの措置及び活動を組織し、監視し、監督すること。

(b) ゲートキーパーの経営部門及び従業員に対して、本規則を遵守するための情報提供及び助言を行うこと。

(c) それが適切である場合、欧州委員会が第 26 条第 2 項に従って独立した外部の専門家を任命できることを妨げることなく、第 25 条に基づき法的拘束力を有する確約の遵守を監視すること。

(d) 本規則の目的のために、欧州委員会と協力すること。

6. ゲートキーパーは、コンプライアンス部門責任者の氏名及び連絡先を欧州委員会へ通知するものとする。

7. ゲートキーパーの経営部門は、ゲートキーパーの組織における責任の分担や利益相反の防止など、コンプライアンス機能の独立性を確保するための経営管理体制を定義し、監督し、その実施に責任を持つものとする。

8. ゲートキーパーの経営部門は、本規則への対応、管理、監視のための戦略や方針を、少なくとも年 1 回、定期的に承認し見直すものとする。

9. ゲートキーパーの経営部門は、本規則の遵守状況を管理し監視するために十分な時間を割くものとする。また、本規則の管理及び実施に関する決定に積極的に参加し、十分な資源が割り当てられるようにしなければならない。

第 29 条

本規則の不遵守

1. 欧州委員会は、ゲートキーパーが次に掲げるもののうち 1 つ以上を遵守していないと判断した場合、遵守していないという判断(「不遵守の判断」)を示した実施行為を採択しなければならない。
 - (a) 第 5 条、第 6 条または第 7 条が定める義務のいずれかに該当する場合
 - (b) 欧州委員会が第 8 条第 2 項に従って採択した決定において指定した措置
 - (c) 第 18 条第 1 項に基づき課される排除措置
 - (d) 第 24 条に基づき命じられた暫定措置 または
 - (e) 第 25 条に基づき法的拘束力を有する確約本項に基づく欧州委員会の実施行為は、第 50 条第 2 項所定の諮問手続に則って採択されるものとする。
2. 欧州委員会は、第 20 条に基づく手続の開始から 12 か月以内に、不遵守の判断に関する決定を採択するよう努めるものとする。
3. 不遵守の判断に関する決定を採択する前に、欧州委員会は、当該ゲートキーパーへ予備的決定を通知しなければならない。予備的決定において、欧州委員会は、当該ゲートキーパーが予備的決定に効果的に対処するために講ずべき(または、講ずべきであることを検討している)措置を説明するものとする。
4. 不遵守の判断に関する決定を採択しようとする場合、欧州委員会は第三者と協議することができる。
5. 不遵守の判断に関する決定において、欧州委員会は、ゲートキーパー

に対し、適切な期限までに不遵守を解消し、当該決定に従う計画について説明を提供するよう命じなければならない。

6. ゲートキーパーは、不遵守の判断に関する決定に対する遵守を確保するために講じた措置の説明を欧州委員会へ提供しなければならない。
7. 不遵守の判断に関する決定を採択しないことを決めた場合、欧州委員会は決定により手続を終了するものとする。

第 30 条

制裁金

1. 欧州委員会は、ゲートキーパーが故意または過失により次に定める義務等を遵守していないと判断した場合、当該ゲートキーパーに対し、前会計年度における世界売上高の 10% 以下の制裁金を課することができる。
 - (a) 第 5 条、第 6 条及び第 7 条が定める義務
 - (b) 欧州委員会が第 8 条第 2 項に従って採択した決定において指定した措置
 - (c) 第 18 条第 1 項に基づき課される排除措置
 - (d) 第 24 条に基づき命じられた暫定措置 または
 - (e) 第 25 条に基づき法的拘束力を有する確約
2. 前項の規定にかかわらず、欧州委員会は、ゲートキーパーが、同一のコアプラットフォームサービスに関して過去 8 年間に採択された違反決定において認定されたものと同一または類似の第 5 条、第 6 条または第 7 条に定められた義務を遵守していないと認定した場合、違反決定において、その前会計年度における世界売上高の 20% を上限として制裁金を課することができる。
3. 欧州委員会は、ゲートキーパーを含む事業者及び事業者団体が故意または過失により次に定める義務等を遵守していないと判断した場合、それらの者に対し、前会計年度の世界総売上高の 1 % 以下の制裁金を課す決定を採択することができる。

- (a) 第3条に基づくゲートキーパーとしての指定を評価するために必要な情報を期限までに提供しない場合、または不正確、不完全もしくは誤解を招くような情報を提供する場合
 - (b) 第3条第3項に基づく欧州委員会への通知義務を遵守しない場合
 - (c) 第14条に基づき必要とされる情報を通知せず、または不正確、不完全もしくは誤解を招くような情報を提供する場合
 - (d) 第15条に基づき必要とされる説明書を提出しない、または不正確、不完全もしくは誤解を招くような情報を提供する場合
 - (e) 第21条第3項に基づく要請に応じて、データ、アルゴリズムまたは調査に関する情報へのアクセスを提供することを怠る場合
 - (f) 第21条第3項に基づく要請に応じて期限までに情報を提供しないとき、または同条の規定により要請されたもしくは第22条に基づく事情説明で説明された情報や説明が不正確、不完全もしくは誤解を招くようなものである場合
 - (g) 第23条に基づく立入検査において、事業者もしくは事業者団体の代表者または職員が提供した不正確、不完全または誤解を招くような情報を欧州委員会の定める期限までに修正しない場合、または、立入検査の対象及び目的と関連する事実に係る完全な情報を提供しないもしくは拒否する場合
 - (h) 第23条に基づく立入検査に応じない場合
 - (i) 第26条に基づき欧州委員会から課された義務を遵守しない場合
 - (j) 第28条に従ってコンプライアンス機能を導入しない場合 または
 - (k) 第34条第4項に基づき、欧州委員会が保有する情報へのアクセスの条件を遵守しなかった場合
4. 制裁金の額を定めるに当たっては、欧州委員会は、義務等の不遵守の重大性、期間、再発を考慮するものとし、前項に基づき課される制裁金については手続遅滞を考慮するものとする。
5. 事業者団体の構成事業者の世界売上高を考慮して当該事業者団体に制

裁金を課す場合であって、当該事業者団体が制裁金の支払能力を有していないときは、当該事業者団体は、当該構成事業者から制裁金の支払に必要な金員を確保する義務を負うものとする。

事業者団体が欧州委員会の定めた期限までに制裁金の支払いに必要な金員を確保しなかった場合、欧州委員会は、代表者が当該事業者団体の意思決定機関の構成員であった構成事業者に対し、当該制裁金を支払うよう要求することができる。

欧州委員会は、本項第 2 パラグラフに従って支払いを要求した後、制裁金の完全な支払いを確実にするために必要な場合、事業者団体の構成事業者のいずれかに対して残額の支払いを要求することができる。ただし、欧州委員会が第 20 条に基づく手続を開始する前に、本規則に違反する事業者団体の決定を実施せず、当該決定の存在につき不知であったか、当該決定から積極的に距離を置いていたことを示した構成事業者については、欧州委員会は本項第 2 パラグラフまたは第 3 パラグラフに基づく制裁金の支払いを要求しないものとする。

制裁金の支払いに関する事業者の金融負債は、前会計年度における世界売上高の 20%を超えてはならない。

第 31 条

定期的な違約金の支払い

1. 欧州委員会は、ゲートキーパーを含む事業者及び事業者団体に対し、次に定める事項を強制するため、決定により、当該決定が定める日を起算日として、前会計年度における 1 日当たり世界平均売上高の 5% 以下の定期的な違約金を課することができる。
 - (a) 欧州委員会が第 8 条第 2 項に従って採択した決定において指定した措置を遵守すること
 - (b) 第 18 条第 1 項に基づき採択された決定を遵守すること
 - (c) 第 21 条に基づく決定による情報提供の要請に応じ、当該要請に定められた期限までに、正確かつ完全な情報を提供すること

- (d) 第 21 条第 3 項に基づく情報提供の要請に応じ、データ、アルゴリズム及び調査に関する情報へのアクセスを確保するとともに、第 21 条に基づく決定により必要とされる当該データ等に関する説明を提供すること
 - (e) 第 23 条に基づく立入検査に応じること
 - (f) 第 24 条に基づき命じられた暫定措置を遵守すること
 - (g) 第 25 条第 1 項に基づく決定により法的拘束力を有する確約を遵守すること
 - (h) 第 29 条第 1 項に基づく決定を遵守すること
2. 事業者または事業者団体が定期的な違約金の支払いによる履行強制の対象であった義務を果たした場合、欧州委員会は、定期的な違約金の最終的な支払金額を当初の決定に基づき発生したであろう金額よりも低く設定する実施行為を採択することができる。当該実施行為は、第 50 条第 2 項所定の諮問手続に則って採択されるものとする。

第 32 条

罰則の適用における除斥期間

1. 第 30 条及び第 31 条により欧州委員会に与えられた権限は、5 年の除斥期間に従うものとする。
2. 除斥期間の始期は、本規則に対する違反行為が行われた日とする。ただし、継続的または反復的な違反行為の場合は、当該行為が取り止められた日とする。
3. 欧州委員会が市場調査または違反行為に関する手続のために採る措置は、制裁金または定期的な違約金の支払いに係る除斥期間を中断させるものとする。除斥期間は、違反行為に関与した少なくとも 1 つの事業者または事業者団体へ措置を通知した日から中断されるものとする。除斥期間の進行を中断させる行為には、特に次に掲げるものが含まれる。
 - (a) 欧州委員会による情報提供の要請

- (b) 欧州委員会がその職員へ行う立入検査許可証の発行
 - (c) 欧州委員会による第 20 条に基づく手続の開始
4. それぞれの除斥期間の中断は、新たな除斥期間を開始するものとする。
ただし、除斥期間は、遅くとも、欧州委員会が制裁金または定期的な違約金を賦課せずに除斥期間の 2 倍に相当する期間が経過した日に終了するものとする。この期間は、第 5 項に基づく除斥期間の停止期間に相当する期間だけ延長されるものとする。
5. 制裁金または定期的な違約金の賦課に係る除斥期間は、欧州委員会の決定が欧州司法裁判所に係属中の手続の対象である限り、停止されるものとする。

第 33 条

罰則の執行における除斥期間

1. 第 30 条及び第 31 条に基づく決定を執行する欧州委員会の権限は、5 年の除斥期間に従うものとする。
2. 除斥期間の始期は、決定が確定した日とする。
3. 罰則の執行における除斥期間は、次に定める場合に中断されるものとする。
- (a) 制裁金または定期的な違約金の当初の金額を変更する決定の通知、または変更の申請を拒否する決定の通知があったとき または
 - (b) 欧州委員会または欧州委員会の要請に基づき行動する加盟国が、制裁金または定期的な違約金の支払いの執行を目的とした行為を採ったとき
4. それぞれの除斥期間の中断は、新たな除斥期間を開始するものとする。
5. 罰則の執行における除斥期間は、次の各号のいずれかに該当する限り、停止されるものとする。
- (a) 支払期限の設定 または
 - (b) 支払の執行が欧州司法裁判所または加盟国裁判所の決定により停止されるとき

第 34 条

意見表明の権利と関係文書の閲覧

1. 第 8 条、第 9 条第 1 項、第 10 条第 1 項、第 17 条、第 18 条、第 24 条、第 25 条、第 29 条、第 30 条及び第 31 条第 2 項に基づく決定を採択する前に、欧州委員会は、ゲートキーパー、事業者または事業者団体に対し、次に定める事項に関する意見表明の機会を与えるものとする。
 - (a) 欧州委員会の予備的決定（欧州委員会が異議を唱えた事項を含む。）及び
 - (b) 欧州委員会が本項(a)に基づく予備的決定を踏まえて講じる予定の措置
2. ゲートキーパー、事業者及び事業者団体は、欧州委員会が予備的決定で定めた期限（14 日以上）までに、予備的決定に対する意見を提出することができる。
3. 欧州委員会による決定は、ゲートキーパー、事業者及び事業者団体が意見を表明することができた予備的決定（欧州委員会が異議を唱えた事項を含む。）のみに基づいて行われるものとする。
4. ゲートキーパー、事業者または事業者団体の防御権は、いかなる手続においても完全に尊重されるものとする。ゲートキーパー、事業者または事業者団体は、事業者の企業秘密の保護という正当な利益に従い、開示条件の下で、欧州委員会が保有する関係文書へアクセスする権利を有する。当事者間の意見の相違がある場合、欧州委員会は、開示条件を定める決定を採択することができる。欧州委員会が保有する関係文書を閲覧する権利は、欧州委員会または加盟国の管轄当局が保有する機密情報及び内部文書には及ばないものとする。特に、関係文書を閲覧する権利は、欧州委員会と加盟国の管轄当局との間で行われた通信には及ばないものとする。本項のいかなる規定も、欧州委員会が違反行為を証明する上で必要な情報を開示し利用することを妨げるもの

ではない。

第 35 条

年次報告書

1. 欧州委員会は、欧州議会及び理事会に対し、本規則の実施及びその目的の達成に向けた進展に関する年次報告書を提出しなければならない。
2. 前項の報告書は次に掲げる事項を含むものとする。
 - (a) 本規則と関連して採択された措置や決定、進行中の市場調査など、欧州委員会の活動の概要
 - (b) ゲートキーパーによる本規則に基づく義務の実施状況の監視から得られた所見
 - (c) 第 15 条所定の独立監査済み説明書に対する評価
 - (d) 本規則と関連する欧州委員会と加盟国当局の協力の概要
 - (e) ハイレベルグループの活動及びタスクの概要（本規則の執行に関する勧告の実施方法を含む）
3. 欧州委員会は、そのウェブサイトにて年次報告書を掲載するものとする。

第 36 条

守秘義務

1. 本規則に基づき収集された情報は、本規則の目的のために利用されるものとする。
2. 第 14 条に基づき収集された情報は、本規則、規則 (EC) 139/2004 及び加盟国の企業結合規則の目的のために使用されるものとする。
3. 第 15 条に基づき収集された情報は、本規則及び規則 (EU) 2016/679 の目的のために使用されるものとする。
4. 欧州委員会、加盟国の管轄当局、その職員、使用人及びこれらの当局の監督下で働くその他の者並びに第 26 条第 2 項に基づき任命された監査人及び専門家を含む自然人または法人は、第 38 条、第 39 条、第 41 条及び第 43 条に従って利用する目的で提供された情報の交換及び利用を妨げることなく、本規則に基づき取得または交換する情報並び

に職業上の守秘義務が及ぶ種類の情報を公開しないものとする。

第 37 条

加盟国当局との協力

1. 欧州委員会と加盟国は、本規則所定のゲートキーパーに適用される利用可能な法的手段の首尾一貫した効果的かつ補完的な執行を確保するため、緊密に協力し、その執行行動を調整するものとする。
2. 欧州委員会は、本規則の適用に関するいかなる事項についても、それが適切である場合、加盟国当局と協議することができる。

第 38 条

加盟国競争当局との協力及び調整

1. 欧州委員会及び第 1 条第 6 項所定の法規を執行する加盟国競争当局は、相互に協力し、欧州競争ネットワーク (ECN) を通じて、それぞれの執行措置について相互に通知するものとする。欧州委員会及びそれらの加盟国競争当局は、事実または法律の問題に関するあらゆる情報 (機密情報を含む。) を相互に提供する権限を有するものとする。それらの加盟国競争当局が ECN に加盟していない場合、欧州委員会は、当該当局の本規則の執行に関する事件及び第 1 条第 6 項所定の事件に関する執行協力と情報交換のために必要な取り決めを行うものとする。欧州委員会は、第 46 条第 1 項 1 所定の実施行為において、このような取り決めをすることができる。
2. 第 1 条第 6 項所定の法規を執行する加盟国競争当局が、同項所定の国内法に基づきゲートキーパーに関する調査を開始しようとする場合、当該調査の開始前または開始後直ちに、当初の正式な調査について欧州委員会へ書面で通知するものとする。通知された情報は、第 1 条第 6 項所定の法規を執行する他の加盟国競争当局にも提供することができる。
3. 第 1 条第 6 項所定の法規を執行する加盟国競争当局が、同項所定の国内法に基づきゲートキーパーに義務を課そうとする場合、その採択の

30 日前までに、当該措置の理由を記載した草案を欧州委員会へ通知するものとする。暫定措置の場合、そのような加盟国競争当局は、可及的速やかに、遅くとも当該措置の採択直後に、想定される措置の草案を欧州委員会へ通知するものとする。通知された情報は、第 1 条第 6 項所定の法規を執行する他の加盟国競争当局にも提供することができる。

4. 前 2 項が定める情報提供のメカニズムは、加盟国の企業結合規則に基づき行われることが想定される決定には適用されないものとする。
5. 第 1 項から第 3 項までの規定に基づき交換される情報は、本規則及び第 1 条第 6 項所定の法規の執行上の調整のためにのみ交換され利用されるものとする。
6. 欧州委員会は、第 1 条第 6 項所定の法規を執行する加盟国競争当局に対し、本規則に基づく市場調査を支援するよう要請することができる。
7. 第 1 条第 6 項所定の法規を執行する加盟国競争当局は、加盟国の競争法がそのような権限及び調査権を定めている場合、その職権に基づき、当該加盟国の領域における第 5 条、第 6 条及び第 7 条の違反に係る調査を実施することができる。当該当局は、当初の正式な調査を開始する前に、欧州委員会へ書面で通知するものとする。

欧州委員会が第 20 条に基づく手続を開始することは、第 1 条第 6 項所定の法規を執行する加盟国競争当局が当該調査を実施する可能性、または当該調査が実施中である場合はそれを終了する可能性を免除するものとする。当該当局は、本規則の唯一の執行者としての欧州委員会を支援するため、欧州委員会へ当該調査の結果を報告するものとする。

第 39 条

加盟国裁判所との協力

1. 本規則の適用に関する手続において、加盟国裁判所は、欧州委員会に対し、その保有する情報または本規則の適用に関する問題について意

見を求めることができる。

2. 加盟国は、本規則の適用について決定した加盟国裁判所の判決文の写しを欧州委員会へ送付するものとする。当該写しは、判決文の全文が当事者に通知された後、遅滞なく送付されるものとする。
3. 本規則の一貫した適用が必要とされる場合、欧州委員会は、その職権に基づき、加盟国裁判所へ書面で意見を提出することができる。また、当該裁判所の許可を得て、口頭で意見書を提出することもできる。
4. 欧州委員会は、意見書を作成する目的に限り、関連する加盟国裁判所に対し、当該事件の評価に必要な文書を欧州委員会へ送付または送付を確保するよう要請することができる。
5. 加盟国裁判所は、欧州委員会が本規則に基づき採択した決定に反する決定を下してはならない。また、欧州委員会が本規則に基づき開始した手続で予定している決定に抵触するような決定を下すことも避けなければならない。このような趣旨において、加盟国裁判所は、その手続を停止する必要があるかどうかを判断することができる。このことは、加盟国裁判所が TFEU 第 267 条に基づき先決裁定を要求する可能性を損なうものではない。

第 40 条

ハイレベルグループ

1. 欧州委員会は、本規則のためのハイレベルグループ（以下「ハイレベルグループ」）を設置するものとする。
2. ハイレベルグループは、次に掲げる欧州の団体及びネットワークで構成されるものとする。
 - (a) 欧州電子通信規制者団体 (BEREC)
 - (b) 欧州データ保護監督官 (EDPS) 及び欧州データ保護委員会 (EDPB)
 - (c) 欧州競争ネットワーク (ECN)
 - (d) 消費者保護協力ネットワーク (Consumer Protection Cooperation Network, CPCN) 及び

- (e) 欧州視聴覚メディア規制当局グループ (European Regulatory Group of Audiovisual Media Regulators)
- 3. 前項所定の団体及びネットワークは、それぞれ同数の代表者をハイレベルグループに置くものとする。ハイレベルグループの構成員数は 30 を超えてはならない。
- 4. 欧州委員会は、ハイレベルグループの作業を円滑にするため、事務局のサービスを提供するものとする。ハイレベルグループは、欧州委員会が議長を務め、その会合に参加するものとする。ハイレベルグループは、欧州委員会の要請により、少なくとも暦年に 1 度、会合を開くものとする。また、欧州委員会は、特定の問題に対処するため、ハイレベルグループの構成員の過半数から要請を受けた場合、ハイレベルグループの会合を招集するものとする。
- 5. ハイレベルグループは、その構成員の能力の範囲にある次のような分野において、欧州委員会に助言と専門知識を提供することができる。
 - (a) 本規則の実施または執行に係る一般的な事柄と関連した専門知識の範囲における助言及び勧告、または
 - (b) 異なる規制手段における一貫した取り組みを促進する助言及び専門知識
- 6. ハイレベルグループは、特に、第 2 項所定の団体及びネットワークを構成する加盟国当局が適用する分野別法規と本規則との間における現在及び将来の相互作用を特定し評価するとともに、当該評価を提示し潜在的な規制横断の問題を特定した年次報告書を欧州委員会へ提出することができる。年次報告書には、一貫した規律上の取組みへの収斂と、本規則の実施と他の分野別法規との間における相乗効果に向けた勧告書を添付することができる。年次報告書は欧州議会及び理事会へ通知されるものとする。
- 7. 新規のサービス及び行為に関する市場調査において、ハイレベルグループは、EU 全域のデジタル市場の競争可能性及び公正性を確保するた

め、本規則の修正、追加または削除の必要性について欧州委員会へ専門知識を提供することができる。

第 41 条

市場調査の依頼

1. 3 か国以上の加盟国は、事業者がゲートキーパーとして指定されるべきであると疑うに足る合理的な理由があると考えるときは、第 17 条所定の市場調査を開始するよう欧州委員会へ要請することができる。
2. 1 か国以上の加盟国は、ゲートキーパーが第 5 条、第 6 条及び第 7 条に定められた義務の 1 つ以上に組織的に違反し、第 3 条第 1 項の要件と関連してゲートキーパーの地位を維持、強化または拡大していると疑うに足る合理的な理由があると考えるときは、第 18 条所定の市場調査を開始するよう欧州委員会へ要請することができる。
3. 3 か国以上の加盟国は、次に定める事項を疑うに足る合理的な理由があると考えるときは、第 19 条所定の市場調査を実施するよう欧州委員会へ要請することができる。
 - (a) 第 2 条第 2 項所定のコアプラットフォームサービスのリストに、デジタルセクターにおける 1 つ以上のサービスを追加すること
 - または
 - (b) 単一または複数の行為が本規則によって効果的に対処されておらず、コアプラットフォームサービスの競争可能性を制限する行為または不公正な行為となるおそれがあること
4. 加盟国は、第 1 項、第 2 項及び前項に基づく要請を支持する証拠を提出するものとする。第 3 項に基づく要請の場合、提出する証拠には、既存のコアプラットフォームサービスとの関係で実装されているかどうかを問わず、競争可能性または公平性に係る懸念を生ずる商品、サービス、ソフトウェアまたは機能の新規導入の提案に関する情報を含めることができる。
5. 欧州委員会は、本条に基づく要請を受けてから 4 か月以内に、第 1 項、第 2 項または第 3 項に基づく市場調査を開始する合理的な理由がある

かどうかを審査するものとする。欧州委員会は、その審査結果を公表するものとする。

第 42 条

代表訴訟

指令 (EU) 2020/1828 は、ゲートキーパーによる本規則に対する違反行為であって、消費者の集団的利益を侵害または侵害するおそれのあるものについて、当該行為に対する代表訴訟に適用されるものとする。

第 43 条

違反の報告及び報告者の保護

指令 (EU) 2019/1937 は、本規則に係るすべての違反の報告及びその報告者の保護に適用されるものとする。

第 6 章

最終規定

第 44 条

決定の公表

1. 欧州委員会は、第 3 条、第 4 条、第 8 条第 2 項、第 9 条、第 10 条、第 16 条から第 20 条まで、第 24 条、第 25 条第 1 項、第 29 条、第 30 条及び第 31 条の規定に基づく決定を公表するものとする。当該公表には、当該決定の名宛人に適用された罰則を含めて、名宛人及び当該決定の主要な内容を記載するものとする。
2. 決定の公表は、ゲートキーパーまたは第三者の機密情報の保護に関する正当な利益を考慮するものとする。

第 45 条

欧州司法裁判所による審査

欧州委員会が賦課した制裁金または定期的な違約金の支払いに関する決定の見直しにおいて、欧州司法裁判所は、TFEU 第 261 条に基づき無制限の管轄権を有する。欧州司法裁判所は、賦課された制裁金また

は定期的な違約金の支払いを取り消し、減額または増額することができる。

第 46 条

実施行為に関する条項

1. 欧州委員会は、次に定める事項に関する取扱いの詳細を定めた実施行為を採択することができる。
 - (a) 第 3 条に基づく届出及び提出の様式、内容その他の詳細
 - (b) 第 5 条、第 6 条または第 7 条が定める義務の遵守を確保するためにゲートキーパーが実施しなければならない技術的手段の形式、内容その他の詳細
 - (c) 第 7 条に基づく番号非依存型個人間コミュニケーションサービスの相互運用性を実施するための運用上及び技術上の取扱い
 - (d) 第 8 条第 3 項に基づく要請の形式、内容その他の詳細
 - (e) 第 9 条及び第 10 条に基づく理由ある要請の様式、内容その他の詳細
 - (f) 第 11 条に基づき提出される報告書の様式、内容その他の詳細
 - (g) 第 15 条第 1 項に基づき提出される独立監査済み説明書の記載の方法及び手順: この目的のために実施行為の草案を作成する場合、欧州委員会は、欧州データ保護監督官 (EDPS) と協議しなければならないほか、欧州データ保護委員会、市民社会、その他の関連する専門家と協議することができる。
 - (h) 第 14 条及び第 15 条に基づく届出及び提出の様式、内容その他の詳細
 - (i) 第 17 条、第 18 条及び第 19 条に基づく市場調査に関する手続並びに第 24 条、第 25 条及び第 29 条に基づく手続に関する実務上の取扱い
 - (j) 第 34 条所定の意見表明の権利を行使するための実務上の取扱い
 - (k) 第 34 条所定の関係文書の閲覧に関する実務上の取扱い

- (l) 第 37 条及び第 38 条に基づく協力及び調整に関する実務上の取扱い
 - (m) 期限の計算及び延長に関する実務上の取扱い
2. 前項の a から k まで及び m の実施行為は、第 50 条第 2 項所定の諮問
手続に則って採択されるものとする。
- 前項の l の実施行為は、第 50 条第 3 項所定の審査手続に則って採択さ
れるものとする。
3. 第 1 項に基づく実施行為の採択に先立って、欧州委員会は、その草案
を公表し、すべての利害関係者に対し 1 か月以上の期間を定めて意見
を提出するよう求めるものとする。

第 47 条

ガイドライン

欧州委員会は、本規則の効果的な実施及び執行を促進するために、本
規則のいずれかの側面に関するガイドラインを採択することができる。

第 48 条

標準化

適切かつ必要である場合、欧州委員会は、欧州標準化団体に対し、適
切な規格を開発することにより、本規則に定める義務の実施を促進す
るよう命ずることができる。

第 49 条

委任の行使

1. 委任行為を採択する権限は、本条が定める条件に従い、欧州委員会に
付与される。
2. 第 3 条第 6 項及び第 7 項並びに第 12 条第 1 項、第 3 項及び第 4 項に
係る委任行為を採択する権限は、2022 年 11 月 1 日から 5 年間、欧州
委員会に付与されるものとする。欧州委員会は、当該期間が終了する
9 か月前までに、権限の委譲に関する報告書を作成しなければならない。
権限の委譲は、欧州議会または理事会が各期間終了の 3 か月前ま
でに反対しない限り、同一の期間、暗黙のうちに延長されるものとする。

る。

3. 第3条第6項及び第7項並びに第12条第1項、第3項及び第4項にいう権限の委任は、欧州議会または理事会がいつでも取り消すことができる。取消の決定は、当該決定において特定された権限の委任を終了させる。取消の決定は、欧州連合官報に公表された日の翌日または当該決定において指定された日(欧州連合官報の公表日より後の日)に効力を生じるものとする。取消の決定は、既に効力を有する委任行為の効力に影響を与えないものとする。
4. 委任行為の採択に先立って、欧州委員会は、より良い立法活動に関する2016年4月13日の機関間合意に定められた原則に従って、加盟国が指定する専門家と協議するものとする。
5. 欧州委員会は、委任行為の採択後直ちに、欧州議会及び理事会へ同時に通知しなければならない。
6. 第3条第6項及び第7項並びに第12条第1項、第3項及び第4項に従って採択された委任行為は、欧州議会及び理事会へ通知されてから2か月以内に両機関のいずれからも異議が表明されなかった場合、または両機関が当該期間の満了前に欧州委員会へ異議を申し立てないことを通知した場合に、その効力を生じるものとする。前記の期間は、欧州議会または理事会の発議により2か月延長されるものとする。

第50条

欧州委員会の手続

1. 欧州委員会は、委員会(「デジタル市場諮問委員会」)の支援を受けるものとする。同委員会は、規則(EU)182/2011の意味における委員会とする。
2. 本項に言及する場合、規則(EU)182/2011第4条が適用されるものとする。

委員会の意見が書面手続によって得られる場合、当該手続は、意見の提出期限までに、委員長がそのように決定するか、委員の単純多数決

による要求があれば、結果を待たずに終了するものとする。

3. 本項に言及する場合、規則 (EU) 182/2011 第 5 条が適用されるものとする。
4. 欧州委員会は、個々の決定の名宛人へ、当該決定とともにデジタル市場諮問委員会の意見を通知しなければならない。欧州委員会は、個々の決定とともにデジタル市場諮問委員会の意見を公表しなければならない。その際は職務上の秘密の保護に係る正当な利益を考慮する。

第 51 条

指令 (EU) 2019/1937 の改正

指令 (EU) 2019/1937 の附属書の第 1 部ポイント J は次のとおりに追記される。

「(iv) デジタルセクターの競争可能性のある公正な市場に関する 2022 年 9 月 14 日の規則 (EU) 2022/1925 並びに指令 (EU) 2019/1937 及び (EU) 2020/1828 (デジタル市場法) の改正 (OJ L 265, 21.9.2022, p.1)」

第 52 条

指令 (EU) 2020/1828 の改正

指令 (EU) 2020/1828 の附属書 I は次のとおりに追記される。

「(67) デジタルセクターの競争可能性のある公正な市場に関する 2022 年 9 月 14 日の規則 (EU) 2022/1925 並びに指令 (EU) 2019/1937 及び (EU) 2020/1828 (デジタル市場法) の改正 (OJ L 265, 21.9.2022, p.1)」

第 53 条

本規則の見直し

1. 2026 年 5 月 3 日までに並びにその後の 3 年ごとに、欧州委員会は本規則を評価し、欧州議会、理事会及び欧州経済社会委員会へ報告するものとする。
2. 欧州委員会が前項に基づき行う評価は、競争可能性のある公正な市場を確保するという本規則の目的が達成されたかどうかを評価し、ビジ

ネスユーザー（特に中小企業）及びエンドユーザーに対する本規則の影響を評価するものとする。また、欧州委員会は、第7条の適用範囲をオンラインソーシャルネットワーキングサービスへ拡大することが可能かどうかを評価するものとする。

3. 欧州委員会が第1項に基づき行う評価は、EU 全域のデジタル市場の競争可能性と公正性を確保するために、第2条第2項所定のコアプラットフォームサービスのリスト、第5条、第6条及び第7条が定める義務並びにその実施に関する規則を含む規則の修正が必要かどうかを確定するものとする。評価の終了後、欧州委員会は、立法提案を含む適切な措置を講じるものとする。
4. 加盟国当局は、欧州委員会が第1項所定の報告書を作成する上で要求する関連情報を提供するものとする。

第54条

発効と適用

本規則は、欧州連合官報に掲載された日の翌日から20日目に発効するものとする。

2023年5月2日から適用されるものとする。

ただし、第3条第6項及び第7項並びに第40条、第46条、第47条、第48条、第49条及び第50条は2022年11月1日から適用され、第42条及び第43条は2023年6月25日から適用されるものとする。

ただし、2023年6月25日が第2パラグラフの適用日よりも前となる場合には、第42条及び第43条の適用は、第2パラグラフの適用日まで延期されるものとする。

本規則は、その全体が法的拘束力を持ち、すべての加盟国に直接適用されるものとする。

2022年9月14日 ストラスブールにて制定

欧州議会のために 議長 ロベルタ・メツォラ

理事会のために 議長 ミクラーシュ・ベク

附属書

A. 通則

1. 本附属書の目的は、第 2 条第 2 項所定のコアプラットフォームサービスごとに、「アクティブエンドユーザー」及び「アクティブビジネスユーザー」を特定し算出するための方法を規定することである。本附属書は、事業者が自社のコアプラットフォームサービスが第 3 条第 2 項 b 所定の閾値を満たしているかどうかを評価し、同条第 1 項 b 所定の要件を充たしていると推定するための参考資料を提供するものである。したがって、そのような参照は、第 3 条第 8 項に基づくより広範な評価にも同様に関連することになる。本附属書が定める共通の原則及び特定の方法に則って可能な限り最善の近似値を導き出すことは、事業者がその責任を負うものである。本附属書のいかなる内容も、欧州委員会が本規則の関連条項に定められた期限までにコアプラットフォームサービスの供給事業者に対し「アクティブエンドユーザー」及び「アクティブビジネスユーザー」を特定し算出する上で必要な情報を提供しよう要請することを妨げるものではない。本附属書のいかなる内容も、ユーザーを追跡するための法的根拠となるものではない。本附属書に記載された方法は、本規則、特に第 3 条第 3 項及び第 8 項並びに第 13 条第 3 項が定める義務を損なうものではない。特に第 13 条第 3 項の遵守は、コアプラットフォームサービスの供給事業者が、関連する時点で保有する実際の識別・計算能力を用いた正確な測定値または利用可能な最善の近似値に基づき、「アクティブエンドユーザー」及び「アクティブビジネスユーザー」を識別し計算することも意味する。これらの測定値または近似値は、第 15 条に基づき報告されるものと一致しなければならず、また、それに含まれなければならない。
2. 第 2 条第 20 項及び第 21 項は、すべてのコアプラットフォームサービスに共通する「エンドユーザー」及び「ビジネスユーザー」を定義し

ている。

3. 「アクティブエンドユーザー」及び「アクティブビジネスユーザー」の人数を特定し計算するため、本附属書は「ユニークユーザー」という概念を参照する。「ユニークユーザー」という概念は、「アクティブエンドユーザー」及び「アクティブビジネスユーザー」が一定期間（前者では月間、後者では年間）に当該コアプラットフォームサービスと何回関与したとしても、一度だけカウントされるということを包含している。このことは、同一の自然人または法人が、異なるコアプラットフォームサービスについて同時に「アクティブエンドユーザー」または「アクティブビジネスユーザー」を構成するという事実を損なうものではない。

B. アクティブエンドユーザー

1. 「アクティブエンドユーザー」に関する「ユニークユーザー」の人数は、コアプラットフォームサービスの供給事業者が報告する最も正確な指標に基づき特定されるものとする。
 - a. サインインまたはログインを通じたコアプラットフォームサービスの利用に関するデータを収集することは、たとえば、デバイス間またはプラットフォーム間におけるユーザーの行動と関連して、重複のリスクが一応最も低いものとみなされている。したがって、事業者は、サインインまたはログインを通じたコアプラットフォームサービスごとのユニークエンドユーザーの人数について、その匿名化された累計のデータが存在する場合は、当該データを提出しなければならない。
 - b. エンドユーザーがサインインまたはログイン以外の方法でも利用するコアプラットフォームサービスの場合、インターネットプロトコルアドレス、クッキー識別子、無線周波数識別タグなどの他の識別子がコアプラットフォームサービスの供給において客観的

に必要であるときは、事業者は追加的に、そのような代替指標を用いて、それぞれのコアプラットフォームサービスのユニークエンドユーザーの人数に関する匿名化された累計のデータを提出しなければならない。

2. 「月間アクティブエンドユーザー」の人数は、会計年度の最も大きな部分を通じた月間アクティブエンドユーザーの人数の平均値に基づくものである。「会計年度の最も大きな部分」という概念は、コアプラットフォームサービスの供給事業者が、ある会計年度における異常値を割り引くことができるようにするためのものである。異常値とは本来、通常の予見可能な数値から著しく逸脱したものを意味する。

会計年度のある月に発生したユーザーエンゲージメントの予期せぬ増加や減少は、そのような異常値の一例である。年間を通じて実施される販売促進活動など、毎年繰り返される事象と関連した数値は異常値ではない。

C. アクティブビジネスユーザー

「アクティブビジネスユーザー」に関する「ユニークユーザー」の人数は、それが適切である場合、事業者が供給するコアプラットフォームサービスの利用と関連したそれぞれ異なるビジネスアカウントが、それぞれのコアプラットフォームサービスの1つのユニークビジネスユーザーを構成するというアカウントレベルで決定されるものとする。「ビジネスアカウント」という概念がコアプラットフォームサービスに適用されない場合、当該コアプラットフォームサービスの供給事業者は、関連する事業者に照会してユニークビジネスユーザーの人数を決定するものとする。

D. 情報の提出

1. 第3条第3項に基づき、コアプラットフォームサービスごとのアク

ティブエンドユーザー及びアクティブビジネスユーザーの人数に関する情報を欧州委員会へ提出する事業者は、当該情報の完全性及び正確性を確保する責任を負うものとする。これと関連して

- a. 事業者は、アクティブエンドユーザー及びアクティブビジネスユーザーの人数の過少及び過大な算出を回避するために、それぞれのコアプラットフォームサービスのデータを提出する責任を負うものとする（たとえば、ユーザーが異なるプラットフォームまたはデバイスからコアプラットフォームサービスを利用する場合）。
 - b. 事業者は、情報を得るために使用した方法、それぞれのコアプラットフォームサービスのアクティブエンドユーザー及びアクティブビジネスユーザーの人数の過少または過大な算出のリスク、並びに当該リスクに対処するために採用したソリューションについて、正確かつ簡潔明瞭な説明を提供する責任を負うものとする。
 - c. 欧州委員会がコアプラットフォームサービスの供給事業者から提供されたデータの正確性に懸念を抱く場合、当該事業者は、代替指標に基づくデータを提供しなければならない。
2. アクティブエンドユーザー及びアクティブビジネスユーザーの人数を算出するため
- a. コアプラットフォームサービスの供給事業者は、第2条第2項所定のコアプラットフォームサービスと同一のカテゴリーに属するコアプラットフォームサービスについて、主として国別コードトップレベルドメイン(ccTLD)またはジェネリックトップレベルドメイン(gTLD)の異なるドメイン名や地理的属性を用いて供給されているという理由で区別して考えてはならない。
 - b. コアプラットフォームサービスの供給事業者は、コアプラットフォームサービスのうち、エンドユーザーまたはビジネスユーザーのいずれかまたは両方が異なる目的で利用するものについては、エンドユーザーまたはビジネスユーザーが同一であっても、第2

条第 2 項所定のコアプラットフォームサービスの同一の区分に属するものであっても、別個のコアプラットフォームサービスとみなさなければならない。

c. コアプラットフォームサービスの供給事業者は、関連する事業者が統合的に提供するサービスであっても、別個のコアプラットフォームサービスとみなすものとする。ただし、次に定める場合を除く。

- (i) 第 2 条第 2 項所定のコアプラットフォームサービスと同一の
カテゴリーに属さないとき。
- (ii) エンドユーザー及びビジネスユーザーが同一であって、第 2
条第 2 項所定のコアプラットフォームサービスのカテゴリーに
属しているとしても、エンドユーザー及びビジネスユーザーの
いずれかまたは両方によって異なる目的で利用されているとき。

E. 具体的な定義

下表は、それぞれのコアプラットフォームサービスにおける「アクティブエンドユーザー」及び「アクティブビジネスユーザー」の具体的な定義である。

コアプラットフォームサービス	アクティブエンドユーザー	アクティブビジネスユーザー
オンライン仲介サービス	たとえば、活発なログイン、照会、クリック、スクロールなどを通じて当月に少なくとも 1 回はオンライン仲介サービスに関与したユニークエンドユーザーの人数、または、当月に少なくとも 1 回はオン	年間を通じて少なくとも 1 件のアイテムがオンライン仲介サービスに掲載されたユニークビジネスユーザーの人数、または、当年中にオンライン仲介サービスを通じて取引を成立させたユニークビジネス

	ライン仲介サービスを通じて取引を成立させたユニークエンドユーザーの人数。	ユーザーの人数。
オンライン検索エンジン	当月に少なくとも 1 回、照会等を通じてオンライン検索エンジンに関与したユニークエンドユーザーの人数。	ビジネスウェブサイト(商用または業務用)が当年中にオンライン検索エンジンのインデックスに登録された、またはインデックスの一部に登録されたユニークビジネスユーザーの人数。
オンライン・ソーシャルネットワーキング・サービス	当月に少なくとも 1 回、ログイン、閲覧、スクロール、クリック、「いいね」、照会、投稿、コメントなど、オンライン・ソーシャル・ネットワーキング・サービスに関与したユニークエンドユーザーの人数。	オンライン・ソーシャルネットワーキング・サービスにビジネスリストまたはビジネスアカウントを保有しており、当年中に少なくとも 1 回、活発なログイン、ページの開設、スクロール、クリック、「いいね」、照会、投稿、コメント、ビジネス向けツールの使用など何らかの態様でサービスに関与したユニークビジネスユーザーの人数。
動画共有プラットフォームサービス	当月に少なくとも 1 回、オーディオビジュアルコンテンツの再生、照会、オーディオビジュアルコンテンツのアップロード(特にユーザーが作成したビデオを含む。)など、動画共有プラットフォームサービスに関与したユニークエンドユーザーの人数。	当年中に少なくとも 1 つのオーディオビジュアルコンテンツのアップロードまたは再生を動画共有プラットフォームサービスで行ったユニークビジネスユーザーの人数。
番号非依存型個人間コミュニケーションサービス	当月に少なくとも 1 回、番号非対応型個人間コミュニケーションサービスを通じて通信を開始したまたは何らかの態	当年中に少なくとも 1 回、ビジネスアカウントの使用または番号非依存型個人間コミュニケーションサービスを通じ

	様で通信に参加したユニークエンドユーザーの人数。	て、エンドユーザーと直接通信するために何らかの態様で通信を開始または参加したユニークビジネスユーザーの人数。
オペレーティングシステム	起動、更新または使用が当月に少なくとも 1 回行なわれたオペレーティングシステムの搭載デバイスを利用したユニークエンドユーザーの人数。	当年中に、オペレーティングシステムのプログラミング言語もしくはソフトウェア開発ツールを使用する、または、当該オペレーティングシステムで動作するソフトウェアアプリケーションもしくはソフトウェアプログラムを少なくとも 1 つ作成、更新または提供したユニークな開発者の人数。
バーチャルアシスタント	当月に少なくとも 1 回、バーチャルアシスタントの起動、質問の実行、コマンドによるサービスへのアクセス、スマートホーム機器の操作など、何らかの態様でバーチャルアシスタントに関与したユニークエンドユーザーの人数。	当年中に、少なくとも 1 つのバーチャルアシスタントソフトウェアアプリケーションまたはバーチャルアシスタントを通じて既存のソフトウェアアプリケーションにアクセスできるようにする機能を提供したユニークな開発者の人数。
ウェブブラウザ	当月に少なくとも 1 回、ウェブブラウザの URL ウィンドウにクエリーやウェブサイトのアドレスを入力するなどして、ウェブブラウザに関与したユニークエンドユーザーの人数。	当年中に少なくとも 1 回、ビジネスウェブサイト（商用または業務用）がウェブブラウザ経由でアクセスされたユニークビジネスユーザーの人数、または、当年中にウェブブラウザで使用するプラグイン、拡張機能またはアドオンを提供したユニークビジネスユーザーの人数。

クラウドコンピューティングサービス	当月に少なくとも 1 回、何らかの報酬を得て(当該報酬が当月に発生したかどうかを問わない。)、当該クラウドコンピューティングサービスの供給事業者のクラウドコンピューティングサービスに関与したユニークエンドユーザーの人数。	当年中に、クラウドコンピューティングサービスの関連プロバイダーのクラウドインフラストラクチャーでホ스팅されている何らかのクラウドコンピューティングサービスを提供したユニークビジネスユーザーの人数。
オンライン広告サービス	【広告枠の自社販売】 当月に少なくとも 1 回、広告インプレッションに接触したユニークエンドユーザーの人数。 【広告仲介サービス(アドネットワーク、アドエクスチェンジ、その他の広告仲介サービスを含む)】 当月に少なくとも 1 回、広告仲介サービスの利用開始の契機となる広告インプレッションに接触したユニークエンドユーザーの人数。	【広告枠の自社販売】 当年中に少なくとも 1 回、広告インプレッションが表示されたユニークな広告主の人数。 【広告仲介サービス(アドネットワーク、アドエクスチェンジ、その他の広告仲介サービスを含む)】 当年中に広告仲介サービスを通じて交流したまたはサービスの提供を受けたユニークビジネスユーザー(広告主、パブリッシャー、その他の仲介業者を含む。)の人数。